

【1】 パーリ資料と漢訳資料が共通するもの

《1》 釈尊が竹林村で雨安居し、重い病に罹る。

〔ヴェーサーリー・竹林村〕

<1-1>DN.016 ‘Mahāparinibbāna-s.’ (vol. II p.098) : アンバパーリー女の林に止まった後、釈尊が比丘衆と竹林村 (Beluvagāmake) に赴き、①そこで世尊は諸比丘に呼びかけられた「諸比丘よ、ヴェーサーリー周辺で、……雨安居に入れ。私はここ竹林村で雨安居に入ろう」と (tatra kho bhagavā bhikkhū āmantesi: ‘etha tumhe bhikkhave, samantā vesāliṃ vassaṃ upetha, ahaṃ pana idh’ eva beluvagāmake vassaṃ upagacchāmi’ ti)。「かしこまりました」と、諸比丘は世尊に答えて、ヴェーサーリーの周辺で……雨安居に入った。①世尊もまたそこ竹林村で雨安居に入られた (‘evaṃ, bhante’ ti kho te bhikkhū bhagavato paṭissutvā samantā vesāliṃ vassaṃ upagacchimsu. bhagavā pana tatth’ eva beluvagāmake vassaṃ upagañchi) 。①それから雨安居に入られた世尊に病が生じた (atha kho bhagavato vassūpagatassa kharo ābādho uppajji) 。

<1-2>SN.047-009 (vol. V p.152) : 同上。

<1-3>長阿含 002「遊行經」(大正 01 p.014 下) : 爾時世尊於毘舍離、隨宜住已、告阿難言。……與大眾侍從世尊、路由跋祇至彼竹林。……于時彼土穀貴飢饉、乞求難得。……爾時世尊即從座起、詣於講堂就座而坐、告諸比丘。此土飢饉乞求難得。汝等宜各分部隨所知識、詣毘舍離及越祇國、於彼安居。可以無乏。①吾獨與阿難於此安居。所以然者。恐有短乏。是時諸比丘受教即行。佛與阿難獨留。於後①夏安居中、佛身疾生。

<1-4>Mahāparinirvāṇasūtra (Ernst Waldschmidt, Rinsen Book Co. 1986, p.190) : 釈尊は阿難を伴ってヴリジ族の村落をめぐって、竹林村に至り、竹林村の北のシンシャパー樹林に住された (atha bhagavān vṛjiṣu janapadeṣu caryāṃ caran veṇugrāmakam anuprāpto veṇugrāmake viharaty uttaraṇa grāmasya śiṃśapāvane) 。その時飢饉が起こる。そこで世尊は諸比丘に呼びかけた。「……諸比丘よ……汝らはヴァイシャーリーの周辺のヴリジ族の村で雨安居に入れ。①私もここ竹林村で侍者比丘の阿難とともに雨安居に入ろう」 (tatra bhagavān bhikṣūn āmantrayate eta yūyaṃ bhikṣavo vaiśālīsamantakena vṛjigrāmakeṣu varṣāṃ upagacchata. ahaṃ apy asminn eva veṇugrāmake varṣāṃ upagamiṣyāmy ānandena bhikṣuṇopasthāyakena)。「かしこまりました」と諸比丘は答えて……ヴァイシャーリーの周辺のヴリジ族の村で雨安居に入った (evaṃ bhadanteti te bhikṣavo bhagavataḥ pratiśrutya vaiśālīsamantakena vṛjigrāmakeṣu varṣāṃ upagataḥ) 。①世尊はそこ竹林村で侍者比丘の阿難とともに雨安居に入った (bhagavān tatraiva veṇugrāmake varṣāṃ upagata ānandena bhikṣuṇopasthāyakena) 。雨安居に入られた世尊に病が起こった (tasya khalu varṣopagatasyotpannaḥ khara ābādhaḥ) 。

<1-5>根本有部律「波羅市迦 004」(大正 23 p.675 上) : 爾時薄伽梵、與五百漁人出家具已、從薛舍離詣竹林聚落北。有升提波林依之而住。時逢飢饉乞食難得。……爾時世尊告諸苾芻曰。……①汝等宜各隨親友得意之處、於薛舍離隨近聚落而作安居。我與阿難

陀於此林住。……爾時世尊未入涅槃安住於世、與諸弟子二時大集、一謂五月十五日欲安居時、二謂八月十五日隨意了時。若前安居者受教勅已往詣城邑村坊聚落、而作安居、至隨意了皆來集會。隨所證獲皆悉白知。其未證者請求證法。近薛舍離安居苾芻、三月既滿作衣已竟。顏色憔悴形容羸瘦、執持衣鉢往竹林村、既至村已。時具壽阿難陀遙見諸苾芻……又問具壽仁等何處安居而得來至。答言。我於佛栗氏聚落三月安居、今來至此。阿難陀曰。諸仁於彼安居三月之內、乞求飲食不勞苦耶。

<1-6>根本有部律「波逸底迦 008」（大正 23 p.773 下）：爾時佛在廣巖城彌猴池側高閣堂中。時有五百漁人、於勝慧河邊結侶而住。……広説如前、第四波羅市迦。……爾時世尊在竹林聚落。時逢飢饉乞食難得。③奉世尊教隨處安居、彼諸苾芻俱往本村而作安居。……然佛住世與諸弟子二時大集。一謂五月十五日欲安居時。二謂八月十五日隨意了時。廣説如前。乃至諸苾芻三月既滿作衣已竟。顏色憔悴形容羸瘦。執持衣鉢往竹林村。欲禮佛足既至村已。時具壽阿難陀遙見諸苾芻來……阿難陀曰。仁等於彼安居三月之內。乞求飲食不勞苦耶。

※上記 2 資料<1-5><1-6>については、釈尊が病に罹る記事はない。

<1-7>根本有部律『雜事』（大正 24 p.387 上）：爾時世尊復爲菴沒羅女、隨機説法示教利喜已、從座而去還至住處、告阿難陀曰。我今欲往竹林中。汝可告諸大衆。時阿難陀如佛所教、即與大衆隨佛至竹林北住升攝波林。時屬飢儉乞求難得。佛告諸苾芻。今時飢儉。汝等宜可求同意者、於薛舍離諸方聚落隨便安居。①我與阿難陀於此處住、若不如是求乞難得。時諸苾芻聞佛教已、各依善友隨處安居。①唯阿難陀獨留侍佛、在於樹下而作安居。佛於夏內身嬰病苦。

《2》プンナ・マンターニプッタと舍利弗の問答、七伝駟車の喩。

〔王舎城・竹林園〕

<2-1>MN.024 ‘Rathavinīta-s.’ (vol. I p.145) : ある時、世尊は王舎城・竹林園におられた (ekam samayaṃ bhagavā rājagahe viharati veḷuvane kalandakanivāpe) 。⑦それから、衆多のその土地に生まれた諸比丘がその生地において雨安居を過ごし終わり、世尊のもとに至った (atha kho sambhulā jātibhūmakā bhikkhū jātibhūmiyaṃ vassaṃ vutthā yena bhagavā ten’ upasaṅkamimsu) 。釈尊が諸比丘にその生地において誰が称誉されたかを尋ね、諸比丘はプンナ・マンターニプッタ (Puṇṇa Mantāniputta) であると答える。舍利弗は仏の傍らにいてそれを聞き、彼に会うことを望む。釈尊は王舎城に住して後、舎衛城に向かう。釈尊が舎衛城に来られて、プンナ・マンターニプッタが釈尊に会いに行く。アンダ林でプンナ・マンターニプッタと舍利弗が会って問答し、プンナ・マンターニプッタが七駟伝車の喩をもって説く。

<2-2>中阿含 009 「七車経」（大正 01 p.429 下）：我聞如是。①一時佛遊王舎城在竹林精舎、與大比丘衆共受夏坐。③尊者滿慈子、亦於生地受夏坐。⑦是時生地諸比丘、受夏坐訖過三月已、補治衣竟攝衣持鉢、從生地出向王舎城、展轉進前至王舎城、住王舎城竹林精舎。是時生地諸比丘、詣世尊所。

<2-3>増一阿含 039-010 (大正 02 p.733 下) : 聞如是。一時佛在羅闍城迦蘭陀竹園所、與大比丘衆五百人俱。滿願子亦將五百比丘遊本生處。①爾時世尊於羅闍城九十日夏坐已、

漸漸在人間遊化、來至舍衛城中祇樹給孤獨園。

《3》釈尊が諸比丘に一坐食 (ekāsanabhojana) を食することを勧めるが、バツダーリ比丘がそれに従わず、3ヶ月間、釈尊に対面しない。

〔舍衛城・祇園精舎〕

<3-1>MN.065 ‘Bhaddāli-s.’ (vol. I p.437) : ある時、世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (ekam samayaṃ bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。釈尊が諸比丘に一坐食を食するよう勧めるが、バツダーリ (Bhaddāli) 比丘がそれに従わない。⑧それからバツダーリ長老はまるまる3ヶ月間、釈尊に対面しなかった (atha kho āyasmā bhaddāli sabban taṃ temāsaṃ na bhagavato sammukhībhāvaṃ adāsi)。④その時、諸比丘が、〔雨安居の〕3ヶ月が過ぎて衣ができあがれば、世尊は遊行に出られるのだとって、世尊のために作衣を行った。 (tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū bhagavato cīvarakammaṃ karonti: niṭṭhitacīvaro bhagavā temāsaccayena cārikaṃ pakkamissatī ti)。バツダーリは他の比丘の勧めで釈尊に謝罪し許される。

<3-2>中阿含 194「跋陀和利經」(大正 01 p.746 中) : 我聞如是。①一時佛遊舍衛國、在勝林給孤獨園、與大比丘衆俱而受夏坐。爾時世尊告諸比丘。我一坐食……於是尊者跋陀和利遂藏一夏不見世尊。……④時諸比丘爲佛作衣、①世尊於舍衛國受夏坐訖、過三月已、補治衣竟、攝衣持鉢、當遊人間。

<3-3>増一阿含 049-007 (大正 02 p.800 中) : 聞如是。一時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時世尊告諸比丘、我恒一坐而食。……爾時跋提婆羅白世尊言。我不堪任而一食。……(カールダーインが妊婦を流産させる) (1) …… (p.801 中) ⑧爾時跋提婆羅、及經三月不至世尊所。爾時阿難臨三月、初至跋提婆羅比丘所、而告之曰。④今諸衆僧皆補納衣裳、如是如來當人間遊行。今不往者後悔無益。是時阿難將跋提婆羅、至世尊所頭面禮足、並復白佛言。唯然世尊、聽我懺悔。

(1) 迦留陀夷(カールダーイン)が日が暮れて暗くなってから長者の家に乞食に行つて、長者の婦を驚かせ流産させる記事が挿入されている。釈尊は優陀夷(=迦留陀夷)を呵責し、阿難に言つて比丘を集めさせ、ウパーリの願いによつて「一坐而食」の制を制定して非時食を戒め、迦葉比丘のように頭陀十一法を行うことと、面王(モーガラージャ)比丘のような質素な装いを勧める。カールダーインが妊婦を流産させる話は他に MN.066 ‘Laṭukikopama-s.’ (vol. I p.447)、中阿含 192「加樓烏陀夷經」(大正 01 p.740 下)、四分律「単提 037」(大正 22 p.662 中)、五分律「墮 038」(大正 22 p.054 上)にあるが、そこでは雨安居に言及なし。

<3-4>僧祇律「単提 036、037」(大正 22 p.359 中) : 佛住舍衛城。廣説如上。爾時佛告諸比丘。如來以一食故。身體輕便……爾時諸弟子、盡受世尊教。唯除跋陀利。⑧跋陀利慚愧故、三月不到佛所。如跋陀利線經中廣説

復次佛住舍衛城。爾時諸比丘非時乞食。爲世人所譏……此中亦應如優陀夷線經中廣説。

〔参考〕

☆『大莊嚴論經』(大正 04 p.305 中) : 我昔曾聞、尊者黑迦留陀夷、爲食因縁故、佛爲制戒。……佛集比丘僧。讚一食法。乃至欲制一食戒法。時比丘僧咸各默然。猶如大海寂默無聲。時諸僧中有一

比丘名婆多梨。白佛言。世尊。莫制是戒。我不能持。

《4》 釈尊が外道サクルダーイと問答する。

〔王舎城・竹林園〕

<4-1>MN. 077 ‘Mahāsakuludāyisutta’ (vol. II p.001) : ある時、世尊は王舎城・竹林精舎におられた (ekam samayaṃ bhagavā rājagahe viharati veḷuvane kalandakanivāpe)。その時、アヌガーラ、ヴァラダラ、サクルダーイ等の大勢の遊行者が孔雀林異学園 (Moranivāpa paribbājakārāma) に住していた。釈尊が乞食のために王舎城に入る前に孔雀林異学園へ向かう。遊行者サクルダーイが仲間と共に大声を挙げて雑談していたが、釈尊の姿を見ると沈黙する。彼らは、六師外道が多くの人に尊ばれてもその弟子に離反されるのに対して、釈尊は弟子に尊ばれていることを述べる。釈尊はその理由として、最上戒蘊の成就、自證自知、最上慧蘊の成就、四諦を説くこと、四念処などの五法を説くことを挙げる。

サクルダーイの語る言葉の中に「先日、種々の外道、沙門、バラモンが論議堂にともに坐り、集まっていた時に、このような暫しの談話が生じました。『アンガ人とマガダ人は利得を得た。ここに、これらの沙門、バラモン、僧伽の主、ガナの主、ガナの師、有名な名声あり、大勢の人々に敬われる教祖が王舎城で雨安居に入るために到来した (yatth’ ime samaṇabrāhmaṇā saṃghino gaṇino gaṇācariyā ñātā yasassino titthakarā sādhusammata bahujanassa rājagahaṃ vassāvāsaṃ osaṭā)。プーラナ・カッサパも… …ニガンタ・ナータプッタも……①僧伽の主、ガナの主、ガナの師、有名で名声あり、多くの人々に敬われる教祖である沙門ゴータマも王舎城で雨安居に入るために到来した』

(ayam pi kho samaṇo gotamo saṃghī c’ eva gaṇī ca gaṇācariyo ca ñāto yasassi titthakaro sādhusammato bahujanassa, so pi rājagahaṃ vassāvāsaṃ osaṭo)」とある。

<4-2>中阿含 207「箭毛経」(大正 01 p.781 中) : 我聞如是。①一時佛遊王舎城、在竹林伽蘭哆園、與大比丘衆俱、千二百五十人而受夏坐。……我等與拘薩羅國衆多梵志、悉共集坐拘薩羅學堂説如是論。鶡伽摩竭陀國人有大善利。鶡伽摩竭陀國人得大善利。如此大福田衆在王舎城共受夏坐。謂不蘭迦葉……①此沙門瞿曇名徳宗主、衆人所師有大名譽、衆所敬重領大比丘衆、千二百五十人之所尊也。亦在此王舎城共受夏坐。

《5》 ブラフマーユの弟子ウッタラが、ヴィデー八国におられた釈尊に7ヶ月(漢訳では夏四月)付き従う。

〔ヴィデーハ〕

<5-1>MN.091. ‘Brahmāyu-s.’ (vol. II p.133) : ある時、世尊は500人の大比丘僧伽とともにヴィデーハを遊行されていた。(ekam samayaṃ bhagavā videhesu cārikaṃ carati mahatā bhikkhusaṃghena saddhiṃ pañcamattehi bhikkhusatehi)。ミティラーにいた120歳のブラフマーユが釈尊の32相を確かめさせるために弟子のウッタラを派遣する。ウッタラはヴィデー八国に赴く。⑧それからウッタラ年少バラモンは7ヶ月間、釈尊に影のように付き従った (atha kho uttaro māṇavo satta māsāni bhagavantaṃ anubandhi chāyā va anapāyini)。それからウッタラ年少バラモンは7ヶ月後にヴィデー

ハのミティラーに出発する (atha kho uttaro māṇavo sattānaṃ māsānaṃ accayena videhesu yena mithilā tena cārikaṃ pakkāmi)。ウッタラはミティラーに帰ってブラフマーユに報告する。釈尊がミティラーに来られマカーデーヴァ・アンバ林に滞在された時に、ブラフマーユが優婆塞になる。ブラフマーユの死。

<5-2>中阿含 161「梵摩經」卷一 (大正 01 p.685 上) : 我聞如是。一時佛遊鞞陀提國、與大比丘衆俱。…… (p. 686 上) 優多羅摩納復作是念。我寧可極觀威儀禮節及觀遊行所趣。
①於是優多羅摩納尋隨佛行、於夏四月觀威儀禮節、及觀遊行所趣。優多羅摩納過夏四月、悅可世尊威儀禮節及觀遊行所趣。

《6》ダーナンジャーニが死んで梵天界に生まれる。

〔王舎城・竹林園〕

<6-1>MN.097 ‘Dhānañjāni-s.’ (vol. II p.184) : ある時、世尊は王舎城・竹林園におられた (ekaṃ samayaṃ bhagavā rājagahe viharati veḷuvane kalandakanivāpe)。舍利弗は大比丘衆とともにダッキナーギリを遊行していた。①それから王舎城で雨安居を過ごしたある比丘がやって来て舍利弗に近づいた (atha kho aññataro bhikkhu rājagahe vassaṃ vuttho yena dakkhiṇāgiriṃ yen’ āyasmā sārīputto ten’ upasaṃkamaṃ)。舍利弗はその比丘に「友よ、世尊は無病、壮健でおられますか」 (kacc’ āvuso, bhagavā arogo ca balavā ca) と言って、釈尊と比丘僧伽とタンドゥラパーラドヴァーラー (Taṇḍulapāladvārā) のダーナンジャーニ・バラモンの息災を尋ね、ダーナンジャーニが放逸であると聞き、竹林園に戻って彼を諫める。後日、彼が病気に罹って危篤となり、舍利弗は彼を見舞った際に、梵天との共住に至る道として四無量心を説き、その場を去る。彼は舍利弗が去って間もなく命終する。舍利弗が釈尊のもとを訪れると、釈尊はダーナンジャーニには更になすべきことがあったにもかかわらず、どうして梵天界に共住せしめただけで去ったのかと問われる。舍利弗はバラモンたちが梵天界に執着するからであるとのみ答える。

<6-2>中阿含 027「梵志陀然經」 (大正 01 p.456 上) : 我聞如是。①一時佛遊王舎城在竹林加蘭哆園、與大比丘衆俱、共受夏坐。③爾時尊者舍利子在舎衛國亦受夏坐。是時有一比丘、於王舎城受夏坐訖。過三月已補治衣竟、攝衣持鉢從王舎城往舎衛國、住勝林給孤獨園。彼一比丘往詣尊者舍利子所、稽首禮足却坐一面。尊者舍利子問曰。賢者。從何處來於何夏坐。彼一比丘答曰。尊者舍利子、我從王舎城來在王舎城受夏坐。復問。賢者。①世尊在王舎城受夏坐。聖體康強安快無病、起居輕便氣力如常耶。

《7》釈尊が舎衛城・東園鹿子母講堂で自恣の日に諸比丘に数息観などを説く。

〔舎衛城・東園鹿子母講堂：祇園精舎〕

<7-1>MN.118 ‘Ānāpānasati-s.’ (vol. III p.078) : ある時、世尊は舎衛城の東園鹿子母講堂に (ekaṃ samayaṃ bhagavā sāvatthiyaṃ viharati pubbārāme migāramātupāsāde)、衆多のとても有名な諸の長老・声聞とともにおられた。……その時、長老比丘らが新参の諸比丘を教誡し、新参の諸比丘は以前よりも勝れた境地を知る。その時、世尊は布薩の日、第 15 日、②自恣の日の、満期の日、満月の日の夜に、比丘僧

伽に囲まれて露天に坐っておられた (tena kho pana samayena bhagavā tadahu 'posathe pannarase pavāraṇāya puṇṇāya puṇṇamāya rattiyā bhikkhusaṃghaparivuto abbhokāse nisinno hoti)。それから釈尊は諸比丘の進歩の仕方に満足され、諸比丘がさらに一層修行に励むよう「⑩ここ舎衛城で、私はコームディーを迎えよう」 (idh' evāhaṃ sāvattiyaṃ komudim cātumāsiniṃ āgamaṣāmi) と述べられ、舎衛城に留まられる。

田舎の諸比丘が「世尊がそこ舎衛城でコームディーを迎えるそうだ」 (bhagavā kira tatth' eva sāvattiyaṃ komudim cātumāsiniṃ āgamaṣati) と聞き、⑦釈尊に見えるために舎衛城を訪れる。長老比丘らは一層新参の諸比丘を教誡し、新参の諸比丘は以前よりも勝れた境地を知る。

その時、世尊は布薩の日、第 15 日、⑩コームディー、4ヶ月の満期の日、満月の日の夜に、比丘僧伽に囲まれて露天に坐っておられた (tena kho pana samayena bhagavā tadahuposathe pannarase komudiyā cātumāsiniyā puṇṇāya puṇṇamāya rattiyā bhikkhusaṃghaparivuto abbhokāse nisinno hoti)。

それから世尊は沈黙している比丘僧伽を見やり、諸比丘に説かれた (atha kho bhagavā tuṇhibhūtaṃ tuṇhibhūtaṃ bhikkhusaṃghaṃ anuviloketvā bhikkhū āmantesi)。「諸比丘よ、この会衆は無駄口をきかず、清らかで、核心に定住している (apalāpā 'yaṃ, bhikkhave, parisā, nippalāpā 'yaṃ, bhikkhave, parisā, suddhā sāre patitṭhitā)。諸比丘よ、このような比丘僧伽、このような会衆は、供食されるべき、饗応されるべき、供養されるべき、合掌されるべきであり、世に無上の福田である。……これに続いて釈尊が数息観 (ānāpānasati) を説かれる。

<7-2>雑阿含 815 (大正 02 p.209 中) : 如是我聞。①一時佛住舎衛國祇樹給孤獨園、夏安居。③爾時衆多上座聲聞、於世尊左右樹下窟中安居。……爾時世尊、十五日布薩時、於大衆前敷座而坐。爾時世尊、觀察諸比丘已、告比丘。善哉善哉、我今喜諸比丘行諸正事。是故比丘、當勤精進。於此舎衛國、①滿迦低月。①諸処人間比丘、聞世尊於舎衛國安居。①滿迦低月滿已、作衣竟持衣鉢、於舎衛國人間遊行、漸至舎衛國、拳衣鉢洗足已、詣世尊所。

釈尊が舎衛城・祇園精舎で雨安居された時、衆多の上座・声聞は周辺の樹下、窟中で雨安居した。衆多の年少比丘が釈尊のところに来て説法を聞く。年少比丘らは上座のもとに行き、上座は彼らを摂受する。ある上座は一人で一人の年少比丘を、ある上座は一人で二三多人を、一人で 60 人を摂受する上座まであった。釈尊は 15 日の布薩時に諸比丘を観察し、諸比丘の行ないが正しいことを誉め、迦低月が満了するまで舎衛國で精進するよう指示する。

諸処人間比丘は釈尊が舎衛國で安居されたことを聞き、迦低月の満了に作衣を終えて、舎衛國において人間を遊行し、舎衛國に至って釈尊に会う。釈尊は人間比丘のために法を説く。人間比丘らは上座のもとに行き、上座は彼らを受けて教誡教授した。……一人で 60 人の人間比丘を教誡教授する上座まであった。釈尊は 15 日の布薩時に諸比丘を観察されて誉め、「過去の諸仏の時も、現在のように諸比丘が正事を行じていたし、未来もまたそうであろう。安那般那念を修するように」と説かれる。

* 2回の布薩が言及されている。人間比丘は迦低月が過ぎてから遊行に出たことになる。

〔参考〕

○AN.004-019-190 (vol. II p.183) : ある時、世尊は舎衛城・東園鹿子母講堂におられた (ekam samayaṃ bhagavā sāvatthiyaṃ viharati pubbārāme migāramātupāsāde)。その時、世尊は布薩の日に、比丘僧伽に囲まれて坐っておられた (tena kho pana samayena bhagavā tadahuposathe bhikkhusaṅgha-parivuto nisinno hoti) それから世尊は沈黙している比丘僧伽を見やり、諸比丘に説かれた (atha kho bhagavā tuṇhībhūtaṃ tuṇhībhūtaṃ bhikkhusaṅghaṃ anuviloketvā bhikkhū āmantesi)。「諸比丘よ、この会衆は無駄口をきかず、清らかで、真髓に定住している (apalāpā 'yaṃ, bhikkhave, parisā nippalāpā 'yaṃ, bhikkhave, parisā suddhā sāre patitṭhitā)。

* この経は一部 MN.118 に一致するが、それに続く教説は異なる。

○◎『治意経』(大正 01 p.919) : 佛言。安般守意具行如法已、欲次第學。如如佛説爲在天下得明如陰解。

《8》作衣時に仕事をしないでじっとしていた新参の比丘を、釈尊がすでに阿羅漢果を得ていると称える

〔舎衛城（・祇園精舎）〕

<8-1>SN.021-004 (vol. II p.277) : 〔釈尊は〕舎衛城におられた (sāvatthiyaṃ viharati)。その時、ある新参の比丘が食後に乞食からもどって、精舎に入り、無関心に、沈黙してじっとしており、④作衣時に諸比丘の営みを為さなかった (tena kho pana samayena aññataro navo bhikkhu pacchābhattam piṇḍapātaṭṭikkanto vihāram pavisitvā apposukko tuṇhībhūto saṅkasāyati, na bhikkhūnaṃ veyyāvaccam karoti cīvarakārasamaye)。諸比丘がこれを釈尊に報告にし、釈尊はその新参の比丘を呼びよせて、手伝わぬ理由を問われる。彼は「自分の為すべきことを為していた」と答え、釈尊は彼の心を知って、「彼に過失はない。彼はすでに阿羅漢を得ている」と説いて偈を唱えられる。

<8-2>雑阿含 1070 (大正 02 p.277 下) : 如是我聞。一時佛住舎衛國祇樹給孤獨園。時有衆多比丘集供養堂悉共作衣。時有一年少比丘、出家未久初入法律、④不欲營助諸比丘作衣。

<8-3>別訳雑阿含 009 (大正 02 p.376 上) : 如是我聞。一時佛在舎衛國祇樹給孤獨園。④當于爾時、有衆多比丘集講堂中、各作衣服。時有一年少比丘、出家未久新受具戒在僧中坐、不作僧衣。時諸比丘作衣已訖、往至佛所。時衆多比丘詣世尊所。

《9》釈尊がカーラケーマカ精舎とガターヤの精舎に行つて、作衣を行つていた阿難のために空について説く。

〔カピラ城・ニグローダ園〕

<9-1>MN.122 'Mahāsuññata-s.' (vol. III p.109) : ある時、世尊は釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた (ekam samayaṃ bhagavā sakkesu viharati kapilavatthusmiṃ nigrodhārāme)。釈尊が乞食を終えて食後に釈迦族のカーラケーマカ (Kāḷākhemaka) の精舎に行かれる。そこにはたくさんの臥坐具が用意されていた。④その時、阿難長老は多くの比丘とともに釈迦族のガターヤ (Ghatāya) の精舎で作衣を

行っていた (tena kho pana samayena āyasmā ānando sambahulehi bhikkhūhi saddhiṃ ghaṭṭāya-sakkassa vihāre cīvarakammaṃ karoti)。その時、夕方に世尊は独坐から立たれてガターヤの精舎に行って阿難に「カーラケーマカの精舎には大勢の比丘が住しているのか」と尋ねられる。阿難は「多くの比丘がカーラケーマカ精舎に住しています。④大徳よ、私たちは今作衣時なのです (cīvarakārasamayo no, bhante, vattati)」と答える。釈尊は比丘が集団生活を喜んではならないと説いた上で、遠離独住の功德と空について説く。

<9-2>中阿含 191「大空経」(大正 01 p.738 上)：我聞如是。一時佛遊釋中迦維羅衛、在尼拘類園。……彼時世尊從加羅差摩釋精舍出、往詣加羅釋精舍。④爾時尊者阿難與衆多比丘、在加羅釋精舍中集作衣業。

* MN.121 ‘Cūlasuññata-s.’ (vol. III p.104)、『中阿含経』190「小空経」(大正 01 p.736 下)では、舍衛国・東園鹿子母講堂において、阿難が「かつて釈尊が釈迦族のナガラカ (Nagaraka) 村(漢訳「釈都村」)で空について説かれた」と述べている。

《10》釈尊がコーサンビー(または舍衛城)からパーリレツヤカに赴く。
〔パーリレツヤカ〕

※この部分については本「モノグラフ」第6号【論文5】【3】-【8】を参照されたい。

<10-1>SN.022-081 (vol. III p.094)：ある時世尊はコーサンビーのゴーシタ園におられた (ekam samayaṃ bhagavā kosambiyam viharati ghoṣitārāme)。釈尊は午前中に衣を着けて鉢と衣をもってコーサンビーに乞食に入った (atha kho bhagavā pubbaṅhasamayam nivāsetvā pattacīvaram ādāya kosambim piṇḍāya pāvīsi)。乞食のためにコーサンビーを歩き、食後に乞食から還られて後、自ら臥坐具を片づけられ、鉢と衣をもって侍者に呼びかけず、僧伽に許可を受けず、独りで伴もなく遊行に出発された (kosambiyam piṇḍāya caritvā pacchābhattaṃ piṇḍapātapatikanto sāmam senāsanam saṃsāvetvā pattacīvaram ādāya anāmantetvā upaṭṭhāke anapaloketvā bhikkhusaṅgham eko adutiyo cārikaṃ pakkāmi)。ある比丘が阿難のところに来て、釈尊が独りで出て行かれたことを告げる。阿難は「そういう時には誰もついていってはならない」と注意する。それから世尊は次第に遊行しつつパーリレツヤカに至られた。そこで世尊はパーリレツヤカのバツダサーラ樹下に住された (atha kho bhagavā anupubbena cārikaṃ caramāno yena pālileyakam tad avasari. tatra sudam bhagavā pālileyake viharati bhaddasālamūle)。その時、多くの比丘 (sambahulā bhikkhū) (1) が阿難のところに来て③「友、阿難よ、我々は久しく世尊に相対して法話をお聞きしていない。友、阿難よ、我々は世尊に相対して法話をお聞きしたい (cirassaṃ sutā kho no āvuso ānanda, bhagavato sammukhā dhammī kathā, icchāma mayaṃ, āvuso ānanda bhagavato sammukhā dhammiṃ kathaṃ sotuṃ)」と言うので、阿難は皆とともにパーリレツヤカに赴いて、釈尊より説法を聞いた。

(1) 「多くの比丘」とは *Sāratthappakāsiṇī* (vol. II p.305)によれば、「如来がそこに滞在している間に処々で雨安居を過ごし終わった 500 人の諸比丘」(tathāgate tattha viharante pañcasatā disāsu vassaṃ vutthā bhikkhū)である。

<10-2>雑阿含 057 (大正 02 p.013 下)：如是我聞。一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。爾時

世尊著衣持鉢、入舎衛城乞食、還持衣鉢、不語衆、不告侍者、獨一無二、於西方國土人間遊行。時安陀林中有一比丘、遙見世尊。……見已進詣尊者阿難所、白阿難言。……爾時阿難語彼比丘。若使世尊。……獨一無二、而出遊行、不應隨從……爾時世尊。遊行北至半闍國波陀聚落、於人所守護林中、住一跋陀薩羅樹下。時有衆多比丘、詣阿難所、語阿難言……⑬尊者知、我等不見世尊已久。若不憚勞者、可共往詣世尊、哀愍故。阿難知時。默然而許。

<10-3>僧祇律「单提 041」（大正 22 p.363 中）：爾時世尊、厭世供養、還向舎衛城、到時著入聚落衣、持鉢入舎衛城、次行乞食、食已彷彿經行。自收床褥、不語衆僧及侍者、佛獨遊行憍薩羅國。爾時諸比丘往阿難所、語阿難言。長老、世尊食後彷彿經行已。……阿難答言。長老、若如來應供正遍知食後彷彿經行。……諸比丘不應隨從。爾時世尊從憍薩羅國、遊行到波利耶娑羅林賢樹下住。時五百群象遊行。⑧象王……即便請佛、三月供養。佛知象王意。即受其請。……爾時五百比丘三月不見佛故、往詣尊者阿難所白言。長老、我等久不見佛。又不聞法。我等今欲往禮觀世尊。聽受法教。

* コーサンビーからではなく舎衛城からパーリレツヤカに向かう点が異なっている。

[参考]

- *Udāna* 004-005 (p.041) : 釈尊がコーサンビー・ゴーシタ園におられた時、比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷・王・大臣・外道とその信者に煩わされて独りになりたいと思い、侍者にも告げずにパーリレツヤカに赴き、バツダサーラ樹下に住される。そこで象の供養を受け、偈を説く。
- *Vinaya 'Kosambakkhandhaka'* (vol. I p.337) : 釈尊がコーサンビーのゴーシタ園におられた時、ある比丘の行ないについて、それが罪であるか否かをめぐってその比丘僧伽に破僧が起こる。釈尊は長寿王の物語によって忍辱を説いて調停を試みるが、比丘らはそれを聞かない。釈尊はパーラカローナカーラガーマ (*Bālakaloṇakāragāma*) にてバグ (*Bhagu*) 比丘に会い、それから、パーチーナヴァンサダーヤ (*Pācinavaṃsadāya*) にて阿那律、ナンディヤ (*Nandiya*)、キンピラ (*Kimbila*) の 3 人に会う。それから、パーリレツヤカ (*Pārileyyaka*) のラツキタヴァナサンダ (*Rakkhitavanasaṇḍa*) のバツダサーラ (*Bhaddasāla*) 樹下に住して、他の諸象に悩まされた象の奉仕を受ける。その後、釈尊が舎衛城の祇園精舎にいる時に、事を知ったコーサンビーの人々が比丘への供養を止めてしまい、反省したコーサンビーの比丘らが舎衛城にやってくる。舍利弗、目連、大迦葉、マハーカッチャーナ、マハーコツティタ、マハーカッピナ、マハーチュンダ、阿那律、レーヴァタ、ウパーリ、阿難、ラーフラ、マハーバジャーパティー・ゴータミー、給孤独、ヴィサーカー・ミガーラマターが、釈尊にコーサンビーの比丘衆にどのように接したらいいかを尋ね、ウパーリは非法の僧伽和合と如法の僧伽和合について質問する。
- 中阿含 072 「長寿王本起経」（大正 01 p.532 下）：釈尊が拘舎彌・瞿師羅園におられた時、拘舎彌の諸比丘が共に争ったので、とどめるために長寿王の物語を説く。それから釈尊は婆羅樓羅村 (*Bālakaloṇakāragāma*) に赴いて尊者婆咎釋家子 (*Bhagu*) に説法した後、護寺林 (*Rakkhitavanasaṇḍa*) に赴いて一樹下に坐して象の供養を受ける。護寺林から般那蔓闍寺林 (*Pācinavaṃsadāya*) に行つて阿那律陀、難提、金毘羅に説法する。
- *MN.128 'Upakkilesa-s.'* (vol. III p.152) : 釈尊がコーサンビーのゴーシタ園におられた時、コーサンビーの諸比丘が争う。釈尊が調停しようとしたが争う比丘らはきかない。釈尊はコーサンビーに乞食に出て帰られると食後に偈を述べてからパーラカローナカーラ村に赴かれて、そこでバグに会い安否を尋ねて説法される。それからパーチーナヴァンサダーヤに赴く。そこには阿那律、ナンディヤ、キンピラが住していて、守園者が釈尊の来るのを見て「3人の邪魔をするな」と言って入れまいとするが、阿那律が彼にそれが釈尊であることを告げ、ナンディヤとキンピラを呼んで釈尊を迎える。釈尊は3人の暮らしぶりを尋ねられ、阿那律らはそれに答える。釈尊の説法。

*ただしパーリレツヤカに赴く記事はない。

- 四分律「拘睺彌度」(大正22 p.879中)：爾時世尊在拘睺彌。時有比丘犯戒。是中或有言犯戒。或有言不犯。……(p.880中) 爾時世尊語彼比丘已此夜過明旦著衣持鉢。入拘睺彌乞食已還至僧伽藍中。以此因緣集比丘僧告言。乃往過去世。有伽奢国王梵施拘薩羅王長生。……(p.882下) 爾時世尊。以拘睺彌比丘鬪諍共相誹謗罵詈衆僧惱亂。世尊不喜。不語衆僧及供養人。自舉臥具着本處。執持衣鉢以神足力。從拘睺彌還舍衛國。

釈尊がコーサンビー(拘睺彌)におられた時、ある比丘の行ないについて、それが犯戒であるか不犯であるかをめぐってその比丘衆に破僧が起こった。釈尊は長生王の物語によって忍辱を説いて調停を試みるが、比丘らはそれを聞かなかった。釈尊はコーサンビーより舍衛城に還った。それを知って人々はコーサンビーの比丘らに供養しなかった。そこで彼らは釈尊の後を追って舍衛城に來た。舍利弗、摩訶波闍波提、阿難那(給孤独)、毘舍佉無夷羅母が、釈尊に彼らに対する処遇を尋ねた。ウパーリは非法の僧伽和合と如法の僧伽和合について質問した。

*ただしパーリレツヤカに赴く記事はない。

- 五分律「羯磨法下」(大正22 p.158下)：佛在拘舍彌城。爾時有一比丘犯戒。不知所犯語諸比丘。諸比丘或謂有犯或謂無犯。……(p.159上) 佛三止之。諸比丘答亦如初。佛復告諸比丘。乃往過世拘薩羅有王名曰長壽。……(p.160上) 世尊說此偈已。即以神力飛到波羅聚落。在跋陀婆羅樹下。無諸翼從。時彼有一大象。……漸向跋陀婆羅林見佛歡喜。爲佛取水除左右草。……(p.160中) 佛說偈已。從跋陀婆羅林之舍衛城住祇洹精舍。

釈尊がコーサンビー(拘舍彌)城におられた時、ある比丘の行ないについてそれが有犯であるか無犯であるかをめぐってその比丘衆に破僧が起こった。釈尊は長寿王の物語によって忍辱を説いて調停を試みるが、比丘らはそれを聞かなかった。釈尊は神力で飛んで波羅聚落(Pārileyyaka? Bālakalaṇakāragāma?)に至り、跋陀婆羅(Bhaddasāla)樹下に住され、そこで、他の諸象に悩まされた象の奉仕を受けた。その後、釈尊は跋陀婆羅より舍衛城・祇園精舍におられる時に、事を知ったコーサンビーの人々が比丘への供養を止めてしまった。反省した比丘らがやってきて、舍利弗、摩訶波闍波提、給孤独、毘舍佉母、阿難が、釈尊に彼らへの処遇を尋ねた。ウパーリはどんな場合に挙罪してよいかと質問した。

- 十誦律「俱舍彌法」(大正23 p.214上)：佛在俱舍彌。爾時有一比丘。犯可悔過罪。諸比丘憐愍。欲益利安樂故。語其過罪。教令如法悔過。是比丘言。我不知所犯。既不知。当見何罪。云何懺悔。……(p.215中) 佛在俱舍彌。爾時俱舍彌比丘。喜鬪諍相言。佛爾時教化是諸比丘。汝等莫鬪諍相言。何以故。用瞋恨者不滅瞋恨。唯忍辱力乃能滅之。是中有比丘。白佛言。世尊法王。且置。彼人惱我云何不報。爾時世尊小却不遠。作是念。我今得離常喜鬪諍相言相罵俱舍彌比丘所行威儀法則。広説長寿王經已。即從座起往支提國。漸漸遊行到舍衛國。

釈尊がコーサンビー(俱舍彌)におられた時、ある比丘の行ないについてそれが罪であるか否かをめぐってその比丘衆に破僧が起こった。釈尊は長寿王經(内容が省略されている)を説き終えると座から起って、支提(Ceti)国に往いて、それから舍衛城に至られた。事を知ったコーサンビーの人々が比丘への供養を止めてしまったので、反省した比丘らは舍衛城の釈尊のところへ赴いた。舍利弗、目連、阿那律、難提、金毘羅、摩訶波闍波提等比丘尼ら、波斯匿王、須達多等の大居士たち、末利夫人等の居士婦たちが、釈尊にコーサンビーの比丘らに対する処遇を尋ねた。

*ただしパーリレツヤカに赴く記事はない。「支提國」がパーリレツヤカと対応する可能性については本「モノグラフ」第6号【論文5】-【3】-【8-5】参照。

- Mūlasarvāstivādinaya Kauśāmbavastu (Gilgit Manuscripts ed. by Nalinaksha Dutt, vol. III, part 2, First edition, Srinagar, 1942, Second edition, Delhi, 1984, p.173)：釈尊がコーシャーンビーのゴシラ園(Ghoṣilārāma)にいた時、ヴァイシャリーの諸比丘がコーシャーンビーに来ていて、コーシャーンビーの比丘らとの間に「水瓶が空であるのを見たものは、水を満たしてあった場所に置いておくか、守寺師に水瓶が空であることを告げるべきである。自分で満たしませず、守

寺師に告げもしなかったら、その人は配慮が足りない。配慮が足りないので、我々はその人に波逸提の罪を宣告するだろう」という決まりをめぐって不和が生じる。調停できなかった釈尊は、コーシャーンピーから舎衛城、祇園精舎へ赴かれる。ここではこの争いは12年間つづいたとされ、和解も12年後に舎衛城でなされる。コーシャーンピーの比丘らに対する処遇を尋ねるのは、阿難、マハーブラジャーパティー・ガウタミー、アナータピンダダ。

☆ *Jātaka-A.428* ‘Kosambī-j.’ (vol. III p.486) : 上記 *Vinaya* の記事の要約。ただしコーサンピーの破僧のきっかけとなる事件を詳細に出し、またパーリレツヤカ滞在の期間を3ヶ月 (*temāsaṃ*) とする。

☆ 『大莊嚴論經』 (大正 04 p.304 上) : 復次嗔恚因縁佛不能諫。是故智者應斷嗔恚。我昔曾聞。拘睺彌比丘以鬥諍故分爲二部。縁其鬥諍各競道理經歷多時。……于時如來聞斯語已即捨此處。離十二由旬在娑羅林一樹下坐作是思惟。我今離拘睺彌鬥諍比丘。爾時有一象王避諸群象來在樹下。

《11》マハーナーマンが遊行に出る直前の釈尊のもとを訪れる。

[カピラ城・ニグローダ園]

A. マハーナーマンが釈尊に優婆塞がどのように病優婆塞を慰めるべきかを訊ね、釈尊から説法を受ける。

<11-1> *SN.055-054* (vol. V p.408) : ある時、世尊は釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた (*ekaṃ samayam bhagavā sakkesu viharati kapilavatthusmiṃ nigrodhārāme*)。④その時、多くの比丘が世尊のために作衣を行っていた。⑧〔雨安居の〕3ヶ月が過ぎて衣が出来上がれば、世尊は遊行にでられるのだと言って (*tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū bhagavato cīvarakammaṃ karonti niṭṭhitacīvaro bhagavā temāsaccayena cārikam pakkamissatī ti*)。釈迦族のマハーナーマンがそれを聞き、釈尊のもとに至り、智慧ある優婆塞がどのようにして病にかかった智慧ある優婆塞を慰めるべきかを訊ねる。

[参考]

○ 雜阿含 1122 (大正 02 p.297 下) : 如是我聞。一時佛住迦毘羅衛國尼拘律園中。時有衆多釋氏集論議堂、作如是論議。時有釋氏語釋氏難提、我有時得詣如來恭敬供養、有時不得。有時得親近供養知識比丘、有時不得。又復不知有諸智慧優婆塞。有餘智慧優婆塞、智慧優婆夷、疾病困苦。復云何教化教誡說法。今當共往詣世尊所聞如此義、如世尊教當受奉行。爾時難提與諸釋氏。俱詣佛所。

* 対告衆がマハーナーマンではなく、難提である。作衣の記事なし。

B. 釈尊がマハーナーマンに五法を説く。

<11-2> *AN.011-002-012* (vol. V p.328) : ある時、世尊は釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた (*ekaṃ samayaṃ bhagavā sakkesu viharati kapilavatthusmiṃ nigrodhārāme*)。④その時、多くの比丘が世尊のために作衣を行っていた。⑧〔雨安居の〕3ヶ月が過ぎて衣が出来上がれば世尊は遊行に出発されるであろうと言って (*tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū bhagavato cīvarakammaṃ karonti ‘niṭṭhitacīvaro bhagavā temāsaccayena cārikaṃ pakkamissatī’ ti*)。釈迦族のマハーナーマンがそれを聞き、釈尊のもとに至る。釈尊が五法を具える人が六念を成就することを説かれる。信ある人 (*saddha*)、精進を起こした人 (*āraddhavīriya*)、念の現前する人 (*upaṭṭhitassati*)、定のある人 (*samāhita*)、智慧ある人 (*pañña*) が六念 (仏・法・僧・戒・捨・天) を成就する。

<11-3>雑阿含 932 (大正 02 p.238 中) : 如是我聞。一時佛住迦毘羅衛國尼拘律園中。④時有衆多比丘集於食堂、爲世尊縫衣。時釋氏摩訶男聞衆多比丘集於食堂、爲世尊縫衣、①世尊不久三月安居訖、作衣竟、持衣鉢人間遊行。聞已往詣佛所、稽首佛足退坐一面、白佛言。世尊、我四體不攝、迷於四方、聞法悉忘。以聞衆多比丘集於食堂、爲世尊縫衣、世尊不久安居訖、作衣竟、持衣鉢人間遊行。是故我今思惟。何時當復得見世尊、及諸知識比丘。佛告摩訶男。汝正使見世尊、不見世尊。見諸知識比丘、及與不見。但當念於五法精勤修習。

<11-4>別訳雑阿含 157 (大正 02 p.433 中) : ①爾時世尊、在迦毘羅衛國尼拘陀林、夏坐安居。④爾時衆多比丘、於夏欲末、在講堂中、爲佛縫衣。諸比丘等、縫衣已訖、作是思惟。我等於今、縫衣已竟。當逐佛遊行。時釋摩男、聞諸比丘、縫衣已訖、欲隨佛遊行、聞斯語已、即往佛所、稽首禮足、在一面坐、而白佛言。世尊、我今身心甚爲重鈍、迷於諸方。雖復聽法、心不甘樂。所以者何。我聞諸比丘等、縫衣已竟、當隨佛遊行。即生念言。何時當復還見世尊及以修心。諸比丘等。佛告之曰。我及比丘、雖去餘處、汝若恒欲見於如來及比丘者、應以法眼至心觀察。常修五事。

C. 釈尊がマハーナーマンに六法を説く。

<11-5>AN.011-002-013 (vol. V p.332) : ある時、世尊は釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた (*ekam samayaṃ bhagavā sakkesu viharati kapilavatthusmiṃ nigrodhārāme*)。その時、釈迦族のマハーナーマンは病み上がりであった。④その時、多くの比丘が世尊のために作衣を行っていた。⑧〔雨安居の〕3ヶ月が過ぎて衣が出来上がれば世尊は遊行に出発されるであろうと言って (*tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū bhagavato cīvarakammaṃ karonti ‘niṭṭhitacīvaro bhagavā temāsaccayena cārikaṃ pakkamissati’ ti*)。マハーナーマンがそれを聞き、釈尊のもとに至る。釈尊が信、発勤、繫念、定、慧、六念を説かれる。

<11-6>雑阿含 933 (大正 02 p.238 下) : 如是我聞。一時佛住迦毘羅衛國尼拘律園中。④時有衆多比丘集於食堂、爲世尊縫衣。時釋氏摩訶男聞、諸比丘集於食堂爲世尊縫衣、①世尊不久安居訖、作衣竟、持衣鉢人間遊行。聞已詣佛所、稽首禮足退坐一面、白佛言。世尊、我今四體不攝迷於四方、先所聞法今悉忘失。以聞衆多比丘集於食堂爲世尊縫衣、乃至人間遊行、我作是念。何時當復得見世尊及諸知識比丘。佛告摩訶男、汝見如來不見如來、見諸比丘不見諸比丘。且汝常當勤修六法何等爲六。正信爲本。戒・施・聞・空・慧以爲根本。非不智慧。是故摩訶男。依此六法已於上增修六隨念。念如來事。乃至念天。如是十二種念成就。

《12》イシダッタとプラーナが雨安居を終えた釈尊から説法を受ける。

〔舎衛城（・祇園精舎）〕

<12-1>SN.055-006 (vol. V p.348) : 舎衛城にて (*sāvatthi nidānaṃ*)。④その時、多くの比丘が世尊のために作衣を行っていた。⑧〔雨安居の〕3ヶ月が過ぎて衣が出来上がれば世尊は遊行に出発されるであろうと言って (*tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū bhagavato cīvarakammaṃ karonti niṭṭhitacīvaro bhagavā temāsaccayena cārikam pakkamissati ti*)。イシダッタ (Isidatta) とプラーナ (Purāṇa) の2人の大工

はサードゥカ (Sādhuka) 村にいたが、〔雨安居の〕3ヶ月が過ぎて釈尊が遊行に出られることを聞いて見張りをたて、出発した釈尊が通りかかると出迎えて、「釈尊がコーサラ・舎衛城から遠ざかることを聞けば憂いを生じ、釈尊が舎衛城に近づいて来られることを聞けばうれしい」と語って説法を受ける。

<12-2>雑阿含 859 (大正 02 p.218 下) : 如是我聞。一時佛住舎衛國祇樹給孤獨園。①前三月結夏安居。如前説。差別者、時有長者、名梨師達多及富蘭那、兄弟二人、④聞衆多比丘集於食堂、爲世尊縫衣。如上難提修多羅廣説。

* 「如上難提修多羅廣説」とある。

<12-3>雑阿含 860 (大正 02 p.218 下) : 如是我聞。一時佛住舎衛國祇樹給孤獨園。①前三月結夏安居竟。④衆多比丘集於食堂、爲世尊縫衣。時有長者梨師達多及富蘭那、兄弟二人。

《13》雨安居の終わりに舍利弗がある比丘に非難される。

〔舎衛城・祇園精舎〕

<13-1>AN.009-002-011 (vol.IV p.373) : ある時、世尊は舎衛城・祇園精舎におられた (ekam samayaṃ bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme) 。

①それから舍利弗長老が世尊に近づいて……このように言った「大徳よ、舎衛城での雨安居を終えたので私は遊行に出ようと思います」 (atha kho āyasmā sārīputto bhagavantam etad avoca ‘vuttho me bhante sāvatthiyaṃ vassāvāso, icchāmi’ aham bhante janapadacārikaṃ pakkamitun’ ti.)。舍利弗が出発してまもなく、ある比丘が「舍利弗は私を叱責して、謝らずに遊行に出てしまった」と釈尊に告げる。釈尊は舍利弗を呼び戻させ、目連と阿難に諸比丘を集めさせる。舍利弗は皆の前で自らの潔白を述べる。

<13-2>中阿含 024 「師子吼経」 (大正 01 p.452 中) : 我聞如是。一時佛遊舎衛國、在勝林給孤獨園。①爾時世尊與大比丘衆俱於舎衛國而受夏坐。③尊者舍利子亦遊舎衛國而受夏坐。於是尊者舍利子舎衛國受夏坐訖。過三月已補治衣竟。攝衣持鉢往詣佛所、稽首禮足却坐一面白曰。①世尊、我於舎衛國受夏坐訖。世尊、我欲遊行人間。

<13-3>増一阿含 037-006 (大正 02 p.712 下) : 聞如是。一時佛在舎衛國、祇樹給孤獨園。爾時尊者舍利弗、往詣世尊所、頭面禮足在一面坐。①爾時舍利弗白世尊言。我今以在舎衛城夏坐、意欲人間遊化。

《14》ヤソージャが500人の比丘とともに舎衛城に至るが、騒々しくして、釈尊によって追放され、ヴァググムダー河畔で雨安居に入る。

〔舎衛城 (・祇園精舎) 〕

<14-1>Udāna003-003 (p.024) : ある時、世尊は舎衛城・祇園精舎におられた (ekam samayaṃ bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme) 。

⑥その時、ヤソージャをはじめとする500人の比丘が釈尊を拝するために舎衛城に至った⁽¹⁾ (tena kho pana samayena yasojjappamukhāni pañcamattāni bhikkhusatāni sāvatthiṃ anuppattāni honti bhagavantam dassanāya) 。

彼らが騒々しくしたために釈尊は阿難

に言ってヤソージャラを呼び寄せ、彼らを追放する。③彼ら〔ヤソージャラをはじめとする〕諸比丘は……ヴァッジへ遊行に出て、ヴァッジ国を遊行しつつ、ヴァグムダー河畔に草庵を作り雨安居に入った（te bhikkhū yena vajjī tena cārikaṃ pakkamimsu, vajjisu anupubbena cārikañ caramānā vaggumudāya nadiyā tīre paṇṇakutiyo karitvā vassaṃ upagacchimsu）。彼らはこの間に三明を得る。釈尊は随意の間舎衛城に住した後、ヴェーサーリーへ赴いて大林重閣講堂に住される。釈尊は阿難に言ってヴァグムダー河畔のヤソージャラを呼び寄せる。

(1) 文脈から⑥が適用できる。

<14-2>十誦律「雑法」（大正 23 p.288 下）：佛在舎衛国。⑥爾時長老耶舎、與五百比丘、從憍薩羅、來至舎衛国、欲安居。……佛語阿難。汝往語耶舎等五百人言、汝等作大聲故驅、汝等不得舎衛國安居。阿難受教、往語耶舎言、汝等作大聲故世尊驅。汝等不得舎衛國安居。③爾時耶舎等五百人、即往婆求摩河邊聚落中安居。

* これに続いて黙然を聴すなど様々な規則が定められる記事がある。釈尊が耶舎らを呼び寄せる記事なし。

《15》ヴェーランジャ・バラモンが優婆塞になる。釈尊がヴェーランジャーで馬麦を食して雨安居を過ごされる。

〔ヴェーランジャー〕

<15-1> Vinaya ‘Pārājika001’ (vol.III p.001) : ①ある時、仏・世尊はヴェーランジャーのナレール・プチマンダ樹下に 500 人の大比丘僧伽とともに住された (tena samayena buddho bhagavā verañjāyaṃ viharati naḷerupucimandamūle mahatā bhikkhusaṃghena saddhiṃ pañcamattehi bhikkhusatehi)。ヴェーランジャ・バラモンが釈尊との問答の末に優婆塞となり、「私のためにゴータマは比丘僧伽とともにヴェーランジャーにて雨安居をしてください (adhivāsetu ca me bhavaṃ gotamo verañjāyaṃ vassāvāsaṃ saddhiṃ bhikkhusaṃghena)」と釈尊に請う。

その時、ヴェーランジャーは飢饉で食が得難く、釈尊も諸比丘も北路の馬商人から得た馬の飼料である麦を食される。目連が大地をひっくりかえして、またはウッタラクルに行って食事を得ることを提案するが釈尊はそれを拒まれる。舎利弗が波羅提木叉の誦出を請うが未だ比丘に有漏法が生じていないことを理由に拒まれる。雨安居を終わってヴェーランジャ・バラモンに暇乞いし、翌日の供養を受けて、遊行に出られる。

<15-2>四分律「波羅夷 001」（大正 22 p.568 下）：①爾時佛遊蘇羅婆国、與大比丘衆五百人俱、漸漸遊行至毘蘭若、即於彼宿那隣羅洲曼陀羅樹下。……爾時毘蘭若婆羅門、即往世尊所、到已共相問訊在一面坐。時世尊無数方便為說法開化令得歡喜。聞佛說法得歡喜已、即白佛言。世尊、唯見哀愍當受我請、及比丘僧三月夏安居。時世尊及比丘僧默然受請。

<15-3>四分律「捨墮 028」（大正 22 p.630 中）：①爾時佛在毘蘭若夏安居。佛告阿難。

釈尊がヴェーランジャ（毘蘭若）婆羅門の請いに応じてヴェーランジャー（毘蘭若）での雨安居を過ごし終えて、彼の請食を受け、夏衣を受くることを聴される。六群比丘が衣時を過ぎて蓄える。「七月十五日以前に特施衣を受け、衣時を過ぎれば捨墮」。

* 釈尊が雨安居を終わってヴェーランジャ・バラモンに暇乞いし、翌日の供養を受けて、遊行に出られる場面からの記述。

<15-4>五分律「波羅夷 001」（大正 22 p.001 上）：①佛在須賴婆國、與大比丘衆五百人俱、詣毘蘭若邑住林樹下。其邑有婆羅門、名毘蘭若。……爾時世尊、爲說妙法示教利喜。聞法歡悅即白佛言。願佛及僧、受我安居三月供養。……佛乃受之。

<15-5>十誦律「波夜提 044」（大正 23 p.098 中）：①佛在舍衛國。爾時毘羅然國、有婆羅門王、名阿耆達。以因緣故、向舍衛國、宿一居士舍。……聞已出居士舍、往詣祇桓。爾時佛與無量百千萬衆圍繞說法。阿耆達王、遙見佛在林間。……前詣佛所問訊畢一面坐。佛見坐已、種種因緣說法示教利喜。示教利喜已默然。時阿耆達。聞佛說法示教利喜已白佛言。世尊、願佛及僧受我毘羅然國夏安居一時。……佛作是念。我先世果報必应当受。作是念已默然受請。

<15-6>十誦律「醫藥法」（大正 23 p.187 中）：①佛故在舍衛國。毘羅然國、有婆羅門王、名阿耆達。是王有小因緣事、來到舍衛國。……即從坐起偏袒着衣合掌白佛。願受我請夏坐一時并比丘僧。

ヴェーランジャー（毘羅然）国の王、阿耆達は祇園精舎におられる釈尊に会いに行き、雨安居に招く。それに応えて釈尊は 500 人の大衆とともにヴェーランジャー国に至られる。そこには精舎が無く、城北の勝葉波という名の林にとどまられる。舍利弗は阿牟末迦山で、その他の諸比丘はヴェーランジャー国で雨安居を過ごす。波羅奈国人の馬子が比丘等の飢餓するのを知って馬麥を給する。一女が請われないのに馬麥で乾飯を作る。

<15-7>根本有部律「藥事」（大正 24 p.045 上）：①爾時世尊、於勇軍聚落、人間遊行、至鞞闍底城。在練木樹下而住。時此城中、有婆羅門、名曰火授。……嚴駕出城往詣佛所。以種種善言、慰問世尊、却坐一面。爾時世尊即為彼王、說微妙法、示教利喜、默然而住。時火授王即從坐起、偏袒右肩右膝着地、合掌向佛、而白佛言。唯願世尊及苾芻衆、受我三月雨安居四事供養飲食湯藥衣服臥具。爾時世尊默然受彼火授王請。

※僧祇律「波羅夷 001」（大正 22 p.229 上）は序分にヴェーランジャーの話を出さず、舍衛城において舍利弗が釈尊に波羅提木叉の誦出を請う。<15-1><15-2><15-4>では、舍利弗がヴェーランジャーで釈尊に波羅提木叉の誦出を願う。

[参考]

○AN.008-002-011 (vol.IV p.172) : 釈尊がヴェーランジャー・ナレールプチマンダ樹下におられた時、問答の末、ヴェーランジャ・バラモンが優婆塞になる。

* 雨安居に言及せず、馬麥を食す記事もなく、ヴェーランジャ・バラモンが優婆塞になるという点のみが一致。

☆Jātaka-A.430 'Cullasuka-j.' (vol. III p.495) : 釈尊が祇園精舎におられた時に、諸比丘がヴェーランジャーにおいて釈尊が植物の根の粉末と水の少量だけで (patthamūlakapiṭṭhodakena) 3ヶ月を過ごされたことについて語り合っているところに釈尊が来て、前生を物語られる。

《16》ダニヤ陶師子がレンガで房舎を作る。第二波羅夷（盜戒）の因縁
〔王舎城（・耆闍崛山）〕

<16-1> Vinaya 'Pārājika002' (vol. III p.041) : その時、仏・世尊は王舎城・耆闍崛山におられた (tena samayena buddho bhagavā rājagahe viharati gijjhakūṭe pabbate) 。

③その時、多くの比丘がイシギリ山腹に草屋を作って雨安居に入った (tena kho pana

samayena sambahulā bhikkhū isigilipasse tiṇakuṭṭiyo karitvā vassaṃ upagacchimsu)。長老ダニヤ陶工子も雨安居に入った (āyasmāpi dhaniyo kumbhakāraputto vassaṃ upagañchi)。それから諸比丘は雨安居を過ごし、3ヶ月が過ぎてから遊行に出たが、ダニヤ陶工子はそこで雨安居を過ごし、冬も夏もそこにとどまった (atha kho te bhikkhū vassaṃ vutthā temasaccayena janapadacārikaṃ pakkamimsu, āyasmā pana dhaniyo kumbhakāraputto tatth’ eva vassaṃ vasi tattha hemantaṃ tattha gimhaṃ)。

<16-2>十誦律「波羅夷 002」(大正 23 p.003 中) : 佛在王舍城。③爾時衆多比丘共一処安居。……作是舍已嘱諸比丘。二月遊行乞索。

[参考]

○四分律「波羅夷 002」(大正 22 p.572 中) : 爾時世尊、遊羅闍城耆闍崛山中。時羅闍城中、有比丘字檀尼迦陶師子、在閑静处止一草屋。彼比丘入村乞食、後有取薪人破其草屋持歸。

○五分律「波羅夷 002」(大正 22 p.005 中) : 佛在王舍城。爾時有比丘、名達尼迦、是陶家子。於乙羅山作草菴住。至時持鉢入城乞食。取樵人於後輒壞其菴持材木去、食後還已復更治之。如是至三。……佛在耆闍崛山、遙見其屋種種刻画色赤澈好、問阿難言。彼是何屋。阿難白佛。是達尼迦身力所作。

○僧祇律「波羅夷 002」(大正 22 p.238 上) : 佛住王舍城。廣說如上。……爾時世尊雨後天晴於耆闍崛山側往來經行。

* 下線部は雨期であることを示している可能性があるが、不確定に過ぎる。

○根本有部律「波羅市迦 002」(大正 23 p.635 下) : 佛在王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中。時有但尼迦苾芻、先是陶師之子、於阿蘭若草室中住。時但尼迦入王舍城、於可行处次第乞食。時此城中牧牛羊人取薪草人、正道活命、邪道活命人。苾芻去後打破其室取草木去。

《17》アッサジとプナッバスがキターギリで悪行を行い、ある比丘がカーシ国で雨安居を過ごしてからキターギリにやってきてそれを見て、舍衛国に帰った時に釈尊に報告する。汚家擯謗違諫戒の因縁
〔舍衛城・祇園精舎〕

<17-1> Vinaya ‘Saṃghādisesa013’ (vol. III p.179) : その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。その時、アッサジとプナッバスという悪比丘がキターギリ村で悪行のかぎりを尽くしていた。⑦その時、ある比丘がカーシで雨安居を過ごし、世尊に会うために舍衛城に赴く途中、キターギリ村に至った (tena kho pana samayena aññataro bhikkhu kāsīsu vassaṃ vuttho sāvatthiṃ gacchanto bhagavantaṃ dassanāya yena kiṭṭāgiri tad avasari)。彼はそこで2人の行状を聞いて、これを祇園精舎に至り釈尊に報告する。

客比丘と親しく挨拶を交わすのは諸仏・世尊の常法である (āciṇṇaṃ kho pan’ etaṃ buddhānaṃ bhagavantānaṃ āgantukehi bhikkhūhi saddhiṃ paṭisammodituṃ)。それから世尊はその比丘にこう言われた。「⑩比丘よ、がまんでできるか。元気にしているか。労苦なくやって来られたか。汝は、比丘よ、どこからやってきたのだ」(atha kho bhagavā taṃ bhikkhuṃ etad avoca: kacci bhikkhu khamaniyaṃ, kacci yāpaniyaṃ, kacci appakīlamathena addhānaṃ āgato, kuto ca tvaṃ bhikkhu āgacchasi)。釈尊は

舍利弗と目連をアッサジとプナッパスのもとに遣わせたが、彼ら2人は罪を認めないばかりか、却って罵り誹謗して還俗してしまう。「村や町に住んで俗家を汚して悪行を行じ、3度諫めても捨てなければ僧残」。

<17-2> Vinaya ‘Kammakkhandhaka’ (vol. II p.009) : ⑦⑫梗概は上に同じ。釈尊が「驅出羯磨」を制定されて舍利弗・目連にこれを実施させる。

<17-3>四分律「僧残 012」(大正 22 p.596 下) : 爾時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。時鞞連有二比丘、一名阿濕婆、二名富那婆娑、在鞞連行惡行汚他家。……(p.597 上) 時有衆多比丘從迦尸國漸漸遊行至鞞連止宿。……時諸比丘即從鞞連往至舍衛城到世尊所、頭面禮足在一面坐。爾時世尊慰問客比丘言。⑫汝等住止安樂不、衆僧和合不、不以飲食爲苦耶。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、阿濕婆と富那婆娑という2人の比丘が鞞連において悪行を行っていた。多くの比丘が迦尸国から鞞連を経て舍衛城に行き、釈尊にこれを告げる。釈尊に命じられて、舍利弗と目連が五百人の比丘とともに迦尸国より遊行して鞞連に至り⁽¹⁾、2人の比丘に擯羯磨を行う。「俗家を汚し悪行を行じて、3度諫めても捨てなければ僧残」。

(1) 「爾時舍利弗目連、聞佛教已、即從坐起禮佛足遶三匝而去。舍利弗目連、著衣持鉢與五百大比丘衆俱、從迦尸國遊行至鞞連」(p.597 中)とあるも、舍利弗と目連は舍衛城から出発しなければ文意が通じない。

<17-4>四分律「訶責捷度」(大正 22 p.890 中) : ⑫梗概は上に同じ。ただし釈尊が「擯白四羯磨」を制定される。

<17-5>十誦律「僧残 012」(大正 23 p.026 中) : 佛在舍衛國。爾時黑山土地、有二比丘。名馬宿滿宿、在此處住、作惡行汚他家。皆見皆聞皆知。……爾時阿難、從迦尸國來、向舍衛城。到黑山邑宿。……阿難以種種因緣說法示教利喜已、從座起去、向自房舍。隨所受臥具。還付舊比丘、持衣鉢遊行、向舍衛國漸到佛所、頭面禮足在一面立。諸佛常法。有客比丘來、以如是語問訊。忍不足不、安樂住不、道路不疲、乞食不乏。⑫佛以如是語問訊阿難。忍不足不、安樂住不、道路不乏耶、乞食不難耶。

釈尊が舍衛城におられた時、黒山土地においてアッサジ(馬宿)とプナッパス(滿宿)の2人の比丘が悪行をなす。阿難が迦夷国から舍衛城に向かう途中この村へ寄り、この村の憂樓伽という賢者が二比丘の悪行を告げる。阿難は舍衛国に到って釈尊に報告し、釈尊は阿難に黒山邑に行つて2人の比丘のために驅出羯磨を与えるように指示される。「俗家を汚し悪行を行じて驅出羯磨されて、なおも固執すれば僧残」。

[参考]

○五分律「僧残 013」(大正 22 p.021 下) : 佛在舍衛城。爾時吉羅邑有二比丘。一名頰髀二名分那婆。數行惡行汚他家。作種種非威儀事。……時五百比丘威儀具足。從迦夷國來到此邑。……時舍利弗目連。亦從迦夷來向此邑。

釈尊が舍衛城におられた時、吉羅邑でアッサジ(頰髀)とプナッパス(分那婆)の2人の比丘がしばしば悪行をなす。迦夷国よりこの村へ来た舍利弗と目連に、この村の富闍と優樓伽という2人の優婆塞が二比丘の悪行を釈尊に伝えて欲しい旨を告げる。舍利弗と目連は舍衛城にいる釈尊に報告し、釈尊は阿難に吉羅邑に行つて2人の比丘のために驅出羯磨を作すように指示される。驅出羯磨をなしても2人は去らない。「俗家を汚し悪行を行じて驅出羯磨されて、なおも固執すれば僧残」。

○十誦律「般茶盧伽法」(大正 23 p.223 上) : 佛在舍衛國。爾時黒山國土。有馬宿滿宿二比丘。汚他家行惡行。汚他家皆見皆聞皆知。行惡行亦見亦聞亦知。……作如是種種惡不淨事。諸比丘以是事

白佛。佛語諸比丘。汝等與馬宿満宿比丘作驅出羯磨。

釈尊が舎衛国におられた時、黒山聚落に馬宿と満宿という2人の比丘があり、数々の悪行を行っていた。諸比丘がそれを告げ、釈尊は訶責して「驅出羯磨」を制定される。

○僧祇律「僧残 013」（大正 22 p.286 下）：佛住舎衛城。廣説如上。時六群比丘於迦尸黒山聚落。

釈尊が舎衛城におられた時、六群比丘が迦尸の黒山聚落で諸の非威儀事をなす。黒山聚落の諸の優婆塞は舎衛城にいる釈尊のもとへ行って訴える。釈尊は阿難に命じて三十比丘とともに黒山聚落へ向かわせ、六群比丘のために驅出羯磨を行わせる。聚落到って三十比丘が加わり六十の比丘となる。三文陀達多と摩醯沙達多は王道聚落へ逃走し、闍陀と迦留陀夷は阿難一行を一由旬迎えに出て懺悔し受け入れられる。残る2人（馬師・満宿）は4人の比丘が許されたのを不服として、驅出羯磨を受け入れない。阿難は舎衛城に戻ってそのことを世尊に伝える。釈尊は六群比丘を呼んで呵責し、六群比丘と闍陀比丘の本生譚を説かれる。「俗家を汚し悪行を行じて驅出羯磨されて、なおも固執すれば僧残」。

○僧祇律「雜誦跋渠法」（大正 22 p.424 上）佛住舎衛城。爾時馬宿比丘自高自用諍訟相言。諸比丘諫言。長老馬宿比丘莫諍訟相言。如是一諫不止、二諫三諫不止。諸比丘以是因縁、往白世尊。佛告諸比丘。……佛告諸比丘。五法成就諍訟更起。僧應與作折伏羯磨。……（p.424 下）佛住舎衛城。爾時馬宿比丘作折伏羯磨已、不隨順行、所應行事而不行、所應捨事而不捨。諸比丘以是因縁、往白世尊。……僧應與作不共語羯磨。

○根本有部律「僧伽伐尸沙 012」（大正 23 p.705 上）：佛在室羅伐城逝多林給孤独園。時拈吒山有三苾芻。一名阿濕薄迦。二名補捺伐素。三名半豆盧呬得迦。作汚家法行惡行。……爾時具壽阿難陀。於迦尸國人間遊行。次至拈吒山住。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、阿濕薄迦、補捺伐素、半豆盧呬得迦の3人の比丘が拈吒山で悪行を行う。阿難は迦尸国を遊行し拈吒山にやって来て乞食するが得られない。諸の婆羅門・居士五百人が集まるところで理由を尋ねて3人の悪行を聞く。阿難陀は舎衛城の給園へ行き、釈尊に報告する。釈尊は阿難に、六十比丘とともに拈吒山に行って阿濕薄迦と補捺伐素のために驅遣羯磨を作すように指示される。阿難一行は拈吒山で驅遣羯磨を作しおわって、舎衛城の釈尊のもとへ戻る。阿濕薄迦らは、この羯磨の際に驅者と不驅者があったと不服を言う。「俗家を汚し悪行を行じて驅出羯磨されて、なおも固執すれば僧残」。

《18》 釈尊の独坐中にウパセーナが到来し、釈尊が阿蘭若住者・乞食者・糞掃衣者に仏に随意に会うことを許す。

〔舎衛城・祇園精舎〕

<18-1> *Vinaya* 'Nissaggiya015' (vol. III p.230) : その時、仏・世尊は舎衛城・祇園精舎におられた (*tena samayena buddho bhagavā sāvattthiyaṃ viharati jetavane anāthapaṇḍikassa ārāme*)。⑧その時、世尊は諸比丘に呼びかけた「諸比丘よ、私は3ヶ月間独坐しようと思う」 (*atha kho bhagavā bhikkhū āmantesi: icchāṃ' ahaṃ bhikkhave temāsaṃ paṭisalliyitūṃ*)。釈尊は食事を運ぶ者以外が近づくことを禁じられる。舎衛城の僧は「3ヶ月の間に釈尊の許に行く者は波逸提」と規約 (*katikā*) を作る。そこに阿蘭若住者・乞食者・糞掃衣者であるウパセーナ・ヴァンガンタプッタ (*Upasena Vaṅgantaṭputta*) が諸衆を率いて釈尊のもとに至る。⑨客比丘と親しく挨拶を交わすのは諸仏・世尊の常法である (*āciṇṇaṃ kho paṇ' etaṃ buddhānaṃ bhagavantānaṃ āgantukehi bhikkhūhi saddhiṃ paṭisammoditūṃ*)。釈尊はウパセーナに「がまんできるか。元気にしているか。労苦なくやって来られたか」 (*kacci vo*

upasena khamaniyaṃ, kacci yāpaniyaṃ, kacci 'ttha appakilamathena addhānaṃ āgatā) と声をかけ、阿蘭若住者・乞食者・糞掃衣者が随意に来て仏に会うことを許される。諸比丘はこれを聞いて自分の敷具を捨てて釈尊に見えんとする。釈尊はこれを見て「古い敷具から一仏磔手を取り入れずに新しい敷具を作れば捨墮（不貼坐具戒）」と制戒される。

※他の律では「不貼坐具戒」に関して異なる因縁譚を挙げる。四分律「捨墮 015」（大正 22 p.616 下）；五分律「捨墮 025」（大正 22 p.035 下）；十誦律「尼薩耆 015」（大正 23 p.049 中）；僧祇律「尼薩耆波夜提 015」（大正 22 p.309 上）；根本有部律「泥薩祇波逸底迦 015」（大正 23 p.737 上）

<18-2>十誦律「尼薩耆 003」（大正 23 p.041 上）：①佛在舍衛国、與大比丘衆安居。爾時諸比丘多得布施衣畜。佛欲制諸比丘多畜衣故、語安居比丘。我欲制諸比丘多畜衣故、語安居比丘。⑧我欲四月燕坐。令諸比丘不得來至我所。除一送食比丘及布薩。諸安居比丘受佛教。……爾時長老優波斯那。與多比丘衆五百人俱。皆阿練兒。……從憍薩羅遊行到舍衛国。時多比丘祇桓門間經行。

<18-3>根本有部律「泥薩祇波逸底迦 005」（大正 23 p.722 中）：爾時世尊在室羅伐城逝多林中。……①爾時世尊告諸苾芻曰。汝等當知、我欲於此夏安居、三月之内宴默而住。勿令苾芻輒來見我。除一苾芻為我請食者。除長淨日。……爾時世尊於三月内宴默而住。無一苾芻輒得見佛。除請食人及長淨日。時有苾芻、名曰小軍、於王舍城作前三月安居。佛於室羅伐城作後月安居。是時小軍三月滿已、隨意事了并作衣竟、執持衣鉢順杜多行、與諸門徒端嚴整肅往室羅伐城。……世尊常法、見客苾芻來、歡言慰問。汝從何至、何處安居。佛見小軍、歡言慰問。汝從何至、何處安居。

[参考]

☆ *Jātaka*-A.300 'Vaka-j.' (vol. II p.449) : 釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、ウパセーナが法臘 2 歳で法臘 1 歳の弟子を連れて釈尊のもとに至り、釈尊から非難されて去る。その後、阿羅漢になり 13 頭陀を修し、釈尊が 3 ヶ月の独坐に入っておられる時にやって来て、上記 *Vinaya* の記事に続く。

* ウパセーナが法臘 2 歳で法臘 1 歳の弟子を連れて来る記事については【4】 - 《35》参照。

《19》遠地に行く大臣がその前に安居施を行おうとしたが、雨安居時にあたり比丘が拒む。過前受急施衣過後畜戒の因縁

[舍衛城（・祇園精舎）]

<19-1> *Vinaya* 'Nissaggiya028' (vol. III p.260) : その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。ある大臣が国外に行くことになり、諸比丘のもとに使者を遣わして、③「諸大徳よ、おいでください。安居施を布施したいのです (āgacchantu bhaddantā vassāvāsikaṃ dassāmi)」と言う。諸比丘は、③「雨安居に入った比丘に世尊は安居施を許しておられない」 (vassaṃ vutthānaṃ bhagavatā vassāvāsikaṃ anuññātaṃ) と言って受けない。大臣は「これから戦に行く身で、生死が分らないのに」と非難し、これを聞いた諸比丘が釈尊に告げると、釈尊は特施衣 (accekacivara) を受けて蓄えることを許される。

その時、阿難が房舎を巡回して特施衣が衣時を過ぎても蓄えられているのを知り、諸比丘を非難して釈尊に報告する。「7月15日以前に特施衣を得ればこれを受領して衣時まで蓄えるべし。これを過ぎれば捨墮」。

*少なくとも安居施を請われた諸比丘は雨安居に入っている。よって③の表現様式が適用できる。

<19-2>四分律「捨墮 028」（大正 22 p.630 中）：爾時佛在毘蘭若夏安居。佛告阿難。汝往語毘蘭若婆羅門。我受汝夏安居訖今欲人間遊行。……

(p.630 下) 時六群比丘聞世尊聽受夏衣。春夏冬一切時常乞衣。安居未竟亦乞衣亦受衣。

時跋難陀釋子在一處安居竟。聞異處夏安居比丘大得利養衣。即往彼安居處。問諸人言。所得夏安居衣爲分未耶。答言未。持來我與汝分。復更至餘處如是非一。皆問言。汝得安居衣分未耶。答言未。持來我與汝分。……

(p.631 上) 爾時世尊在舍衛國。時波斯匿王境內人民有反叛者。時王遣二大臣、名利師達多富羅那、王敕使征。時二大臣作是念。我等今當征、未知爲得還不。③我等常衆僧夏安居竟爲僧設食及施衣。今者安居未竟。寧可辦食具并諸衣物。如安居法施僧衣耶。

釈尊がヴェーランジャ（毘蘭若）婆羅門の請に応じてヴェーランジャー（毘蘭若）での雨安居を終える。釈尊が彼の請食を受け、夏衣を受けることを聴される (1)。

六群比丘が一切時に衣を乞う。雨安居の終らないうちに衣を乞う。

ウパナンダ釈子が雨安居のあと各地の精舎を廻って衣の配分を求める。

反逆者の討伐に出征する2人の大臣が安居施を行おうとする。

(1) <15-3>に既出。

<19-3>五分律「捨墮 018」（大正 22 p.033 中）：佛在舍衛城。爾時六群比丘到估客村。

估客言。長老住此安居。我等行還當施安居物。六群比丘言。欲令我住便可施我。我安居中作衣。安居竟著問訊佛。……爾時波斯匿王邊境有賊。違（遣？）乙師達多富蘭那往討伐之。二人共議。我等今行或能沒命、當共出物供養比丘。即持財物詣比丘所語言。我今討賊、恐不得還、以此物施、願爲受之。③諸比丘作是念。世尊不聽我等安居內受安居施。不知云何。以是白佛。

<19-4>十誦律「尼薩耆 027」（大正 23 p.057 中）：佛在舍衛國。爾時舍衛估客遊諸聚落。

……諸比丘夏初月、分是物去、餘處安居。……佛以是事集比丘僧。佛以種種因緣呵責。云何名比丘、夏初月分安居物。佛爾時但呵責未結戒

(p.057 下) 佛又在舍衛國。…… (p.058 中) 鬪將即往佛所。……白佛言。①世尊、受我等請舍衛國夏安居。憐愍故佛默然受之。……爾時餘十日在、未到自恣。波斯匿王復有小國反叛、即復遣先鬪將往、以前破賊。是故今復使汝等往。是諸鬪將聞已愁憂。何苦乃爾。先鬪因緣殆而得脫。今復往者或能失命。……到祇陀林中打鍵槌、諸比丘言。何以打耶。鬪將答言。諸大德集、我以此衣布施衆僧。③諸比丘言。佛不聽我等未自恣夏月內分安居衣。

釈尊が舍衛國におられた時、達摩提那比丘尼が波斯匿王の鬪將千人を教化する。波斯匿王が小国の反叛で鬪將らを征伐に派遣する。凱旋してから鬪將らが釈尊を舍衛國での雨安居に招く。自恣に到る十日前に再び小国の反叛があり、鬪將らが再度の出征の前に安居施をしようとする。「七月十五日以前に特施衣を受け、衣時を過ぎれば捨墮」。

<19-5>僧祇律「尼薩耆波夜提 028」（大正 22 p.321 下）：佛住舍衛城。廣說如上。③時

六群比丘在一聚落夏安居。初安居時、晨朝著入聚落衣。捉紙筆入聚落中。……

(p.322 上) 復次佛住舍衛城。爾時波斯匿王大臣名彌尼利利叛逆。王遣一大臣名仙人達多、往討伐之。此大臣臨欲行時、往到尊者阿難所、白言尊者。波斯匿王大臣叛逆。王今遣我往伐。方向強敵身命難保。我常年年安居竟、飯僧施衣。我今爲官所使不得待。時欲先施衣得安隱、還者後當施食。①尊者阿難。即以上事具白世尊。佛知而故問阿難。汝安居餘有幾日在。答言十日。

六群比丘が優婆塞に呼びかけて安居衣を求める。「安居未だ訖らざるに、先に安居衣を求むることを得ず」と制す。

釈尊が舍衛城におられた時、波斯匿王の大臣・仙人達多が反叛者の彌尼利利を王の命で討伐することになる。彼は雨安居の終わる十日前に衣を布施したいと言う。「七月十五日以前に特施衣を受け、衣時を過ぎれば捨墮」。

<19-6>根本有部律「泥薩祇波逸底迦 026」(大正 23 p.750 下) : 佛在室羅伐城給孤独園逝多林。……

(p.752c) 時勝軍王有二將帥。一名善劍、二名善弓。當爾之時善劍持兵出師他處。是時彼婦與外私通。近彼家辺有空閑處。法與求地遂便至此。…… (p.754a) ①時彼諸人蒙斯教已、皆往逝多林、請佛及僧。於三月夏安居內、有所須者悉皆供給。於日月中每於食前供養三寶。於食後時聽聞妙法。……我等宜可奉彼夏衣從軍而去。即持衣物往逝多林。于時世尊宴默而坐。諸人持物詣苾芻所。白言聖者。我等被使往伐邊隅。於彼戰亡難期再入。此是夏中施物幸爲受之。時諸苾芻報言。賢首。大師世尊已制學處。不許我等夏內分衣。我不敢受。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、ある聚落に一人の長者がいて、阿練若に寺を造り 60 人の比丘を住まわせて四事供養をしていたが、病に罹り亡くなり供養が途絶え、その寺が無比丘になる。やがてこの土地出身の 2 人の年老の比丘がこの寺に住し、北方の商主 60 人の比丘僧伽への供養の申し出があつて、老比丘は舍衛城の祇園へ行き、六群比丘と彼らの各々 10 人の弟子を連れて来る。彼らは前安居の 1 ヶ月で食べ物を食べつくし、衣も分配して舍衛城に帰って後雨安居に入る。戻って来た商人らは彼らの所行を非難する(未制戒)。

法與比丘尼が鹿子母毘舍佉に比丘尼寺の造立を依頼する。また土地は勝鬘夫人を介して勝軍王から中宮を修造して使うことを許可されるが、彼女は王の将帥である善劍の家の近くの空閑處に造寺することにして、毘舍佉に比丘尼寺を造立してもらう。また彼女はこの寺に住して善劍の婦人を教化し、婦人は優婆夷となる。この影響で善劍も仏教に深く傾倒し、一度目の出征から帰った後に 3 ヶ月の雨安居中に仏・僧を供養する。2 度目の出征には僧伽に安居衣を寄進しようとする。ところが諸比丘が「釈尊は夏中に衣を分けることを許可されていないから」と断ると、彼は「雨安居を終わるまで保管して分けるように」と言って房中に置いて去る。「施衣時まで蓄え、これを過ぎて蓄えれば捨墮」。

《20》 釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、カッティカ賊が比丘を襲う。有難蘭君離衣戒の因縁

[舍衛城(・祇園精舎)]

<20-1> Vinaya ‘Nissaggiya029’ (vol. III p.262) : その時、仏・世尊は舎衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvattthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme) 。③その時、諸比丘は雨安居を過ぎし終わって阿蘭若住处に住していた (tena kho pana samayena bhikkhū vutthavassā āraññakesu senāsanesu viharanti) 。⑩カッティカ賊が比丘は財を持っているとして襲った (kattikacorakā bhikkhū laddhalābhā’ ti paripātentī) 。釈尊は「阿練若に住す者は三衣のうち一衣を村落の民家に預け置くことを許す」と制戒される。そこで諸比丘は三衣のうち一衣を民家に預け、6夜を過ぎても預けたままだったので、衣が失われたり、破れたり、鼠にかじられてボロボロとなったりした。「雨安居を終えて8月15日までは盗賊の危険があるので、三衣うちの一衣を民家に預けてもよい。ただし6夜に限る。これを過ぎれば捨墮」。

<20-2>四分律「捨墮 029」 (大正 22 p.632 上) : 爾時佛在舎衛国祇樹給孤独園。③諸比丘夏安居訖、⑩後迦提一月滿在阿蘭若处住。時多有賊劫奪比丘衣鉢坐具針筒什物、兼打撲諸比丘。

<20-3>五分律「捨墮 016」 (大正 22 p.031 下) : 佛在舎衛城。⑩爾時有八月賊。

<20-4>僧祇律「尼薩耆波夜提 029」 (大正 22 p.323 上) : 佛住舎衛城。③爾時諸比丘阿練若处、夏安居。諸比丘時到入聚落乞食後、放牛羊人、取薪草人、持戸鉤來開諸比丘房戸。偷衣物。時諸比丘畏偷故。尽持衣物入聚落。……

復次佛住舎衛城祇洹精舎。③沙祇國夏安居中衆僧有諍事起。如法滅。佛語優波離。汝往沙祇國與。衆僧如法滅此諍事。……

釈尊が舎衛城におられた時、諸比丘が阿練若で雨安居し、乞食に出ている間に衣物が盗まれる。

釈尊が舎衛城におられた時、サーケータ (沙祇) 国で雨安居中の僧伽に争議が起きる。釈尊はウパーリに「争議を解決するように」と命じるが、彼は「僧伽梨が重く、しかも雨安居中に置いていけば捨墮となる」と言う。……釈尊は「6日なら衣を離してもよい」と告げる。ところが彼がサーケータ国に行くと、2日間では治まりそうにもないことが分かり、戻って釈尊に報告する。釈尊は彼に1ヶ月間の不失衣宿羯磨を行われた後、諸比丘に「衣を盗まれる恐れがあるときには、家の内に置くことを許す。因縁事があれば6夜を限って許す。これを過ぎれば、羯磨を除いて捨墮」と制戒される。

* 雨安居であるということは一致するが、因縁譚は異なる。

<20-5>根本有部律「泥薩祇波逸底迦 029」 (大正 23 p.755 上) : 爾時薄伽梵在室羅伐城逝多林給孤独園。去斯不遠有一聚落。彼有長者……彼為僧伽造一住处。……③於此住处請六十苾芻。夏安居已随意而去。……是時復有六十苾芻人間遊行。届斯聚落……是時長者手執香鑪。於上座前白大衆曰。……願見哀愍於此夏安居。諸苾芻告長者曰。法主世尊今現在室羅伐城。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、舎衛城近くの聚落にいた長者が寺を造って、60人の比丘を招き、雨安居を過ごさせる。その比丘らが去った後も、この寺に守護人を置いて管理させた。長者は他の60人の比丘を寺に住ませたが、雨安居を過ごさせた後にも、手厚く供養し続けたので、彼らはそのまま居座る。これを知ったカッティカ賊は比丘らが14日の布薩を行っている隙に、村人を装って寺に入り、財物を盗む。そこで比丘

らは舎衛城にいる諸比丘のもとを訪れ、衣などを調達する。こうした種々の因縁を以て、釈尊が「盗難の恐れがあるときには、村の民家に預けてよい。ただし6夜を限る。これを過ぎれば、捨墮」と制戒される。

〔参考〕

○十誦律「尼薩耆026」（大正23 p.057上）：佛在舎衛国。爾時長老毘訶比丘、留僧伽梨安陀林中、著上下衣入城乞食、後失僧伽梨、還覓不得、向諸比丘説。……諸比丘以是事白佛。佛以是事集比丘僧。

《21》六群比丘が雨安居に入るために、精舎を修理していた諸比丘を追い出す。牽他出房戒の因縁

〔舎衛城（・祇園精舎）〕

<21-1> Vinaya ‘Pācittiya017’ (vol. IV p.044) : その時、仏・世尊は舎衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。⑭その時、十七群比丘がある辺地の大精舎を「ここで我々は雨安居を過ごそう」といって修理していた (tena kho pana samayena sattarasavaggiyā bhikkhū aññataraṃ paccantimaṃ mahāvihāraṃ paṭisaṃkharonti, ‘idha mayaṃ vassaṃ vasissāmā’ ti)。その十七群比丘を、六群比丘がやって来て「この精舎は私たちのものである」と言って無理矢理追い出してしまふ。「僧伽の精舎から追い出せば波逸提」。

<21-2>十誦律「波夜提 016」（大正23 p.078中）：佛在舎衛国。⑥爾時長老耶舎、與五百眷屬俱、來向舎衛国欲安居。時諸比丘皆作安居先事。謂塞壁孔罅。……爾時六群比丘懈惰不作。遙見他作便生是念。我等上座。須彼作竟受臥具已。當於後入随上座驅起。

釈尊が舎衛国におられた時、長老耶舎が500人の眷族とともに舎衛国で安居に入ろうとして房舎を修理する。六群比丘は怠けてそれを行わず、上座であることを理由に彼らを追い出す。波逸提。

<21-3>十誦律「臥具法」（大正23 p.245中）：爾時佛次第到舎衛国。⑭諸比丘欲安居。先作本事。泥塗壁孔及土埵。

釈尊が舎衛国に到った時、六群比丘は諸比丘がここで雨安居を過ごそうと思って修理しているのを知って、修理が終わったら上座であることを理由に取り上げようとした。

〔参考〕

◎Vinaya ‘Senāsanakkhandhaka’ (vol. II p.166) : 十七群比丘が大精舎の一角を修理してそこで雨安居を過ごそうと考えた。六群比丘はそれを横取りした。「比丘を僧伽の精舎より引きだすべからず」。

○四分律「単提 017」（大正22 p.645下）：爾時佛在舎衛国祇樹給孤独園。爾時六群比丘及十七群比丘、在拘薩羅曠野道中行至小住处。

釈尊が舎衛国・祇園精舎におられた時、六群比丘が十七群比丘と共に拘薩羅国の曠野を遊行してある狭い住处に至り、十七群比丘は先に寺に入り、房舎を掃除して坐具を整える。そこへ後から入って来た六群比丘が「上座であるから」と言って彼らを房舎から追い出す。

○五分律「墮 016」（大正22 p.043中）：佛在舎衛城。爾時十七群比丘新作房舎。六群比丘後來語舊住比丘言。爲我次第開房。舊比丘問。汝樂何者。答言。我樂十七群比丘所作新屋。便差與之。六群比丘即到其所語言汝出去。我等當於中住。十七群比丘言。此房幸大自可共住。

十七群比丘が新しく房舎を作り、そこへ六群比丘がやってきて共住し、十七群比丘に自分たちの悪行を気づかれてしまうことを恐れて、強引に追い出す。波逸提。

○僧祇律「单提 016」（大正 22 p.343 上）：佛住舍衛城。廣説如上。時有客比丘、來到六群比丘房裏。……復次尊者難陀是優波難陀兄難陀共行。弟子乃至驅出房。

釈尊が舍衛城におられた時、客比丘がやって来て六群比丘の房舎の裏に住もうとする。六群比丘は彼らを追い出す。ナンダ（兄）とウパナンダ（弟）の兄弟が弟子を房から追いだす。波逸提。

○根本有部律「波逸底迦 016」（大正 23 p.785 下）：爾時佛在室羅伐城逝多林給孤独園。爾時具壽毘陀夷。至彼衆多少年苾芻。勸諭之曰。汝等共我人間遊行。降伏他宗自獲名稱。汝等所欲誦誦禪思。及衣食利皆令無關。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、ウダーインが少年比丘を遊行に誘う。少年比丘らは各々自分の師がとめるのも聞かず、ウダーインと遊行に出る。ある聚落の寺に至り、ウダーインは寺の用事を避けて、少年比丘らを先に行かせて様子を窺う。少年比丘らは夜になってもウダーインが来ないので、先に房で休んでいた。そこへ彼がやって来て、彼らを寺から追い出す。少年比丘らは露地で夜を明かす。

《22》作衣にとりかかっていたウダーインが、比丘尼に請われて衣を縫う。与非親尼作衣戒の因縁

〔舍衛城・祇園精舎〕

<22-1> Vinaya ‘Pācittiya 026’ (vol. IV p.060) : その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。④その時、ウダーイン長老が作衣にとりかかった (tena kho pana samayena āyasmā udāyi paṭṭho hoti cīvarakammaṃ kātuṃ)。ある比丘尼に請われて衣を縫い、色美しく染めたくえに男女交合の像を作る。人々はこの衣を着た比丘尼を見て非難する。「非親里の比丘尼の為に衣を縫えば、波逸提」。

<22-2>四分律「单提 025」（大正 22 p.651 上）：爾時佛在舍衛国祇樹給孤独園。④爾時有比丘尼欲作僧伽梨、以作衣故來至僧伽藍中、語尊者迦留陀夷。大德、我持此衣財欲作僧伽梨。願尊者與我作。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、比丘尼が迦留陀夷のもとにやって来て、「これで衣を作って欲しい」と依頼する。そこで彼は彼女の為に衣を縫い、男女姪欲を行う像を作る。

<22-3>五分律「墮 027」（大正 22 p.047 下）：佛在舍衛城。④爾時有一少知識比丘尼、得未成衣不知自作、語諸比丘尼言。我不知作衣。願為作之。諸比丘尼言。姉妹、我多事不得作。可往比丘衆中間。有憐愍心者、必為汝作。即往比丘衆中言。……復詣長老優陀夷白之如上。優陀夷言。我能作耳。莫数数來催。隨我意作。當為汝作。答言。隨長老意。於是優陀夷取衣裁縫。

釈尊が舍衛城におられた時、一人の年少比丘尼が衣料を得たが、衣の作り方を知らなかった。優陀夷が作ってやり、男女交合の像を作る。摩訶波闍波提比丘尼はこれを知って釈尊に報告する。

<22-4>十誦律「波夜提 027」（大正 23 p.084 中）：佛在舍衛国。爾時迦留陀夷、與掘多比丘尼旧相識。数数共語親善狎習。④是掘多比丘尼有衣應割截作。是比丘尼語迦留陀夷。大德、能為我割截作是衣不。答言留置。即留便去。

釈尊が舎衛城におられた時、迦留陀夷は旧識の掘多比丘尼のために衣を縫い、男女交合の像を作る。

<22-5>僧祇律「単提 029」（大正 22 p.349 下）：佛住舎衛城広説如上。④爾時善生比丘尼、是尊者優陀夷本二、持衣財與優陀夷言。尊者、為我作衣。優陀夷即受為作衣竟。作男女和合像作已、爰置置箱中與比丘尼。比丘尼得已持還精舎。

釈尊が舎衛城におられた時、優陀夷の元の妻、善生比丘尼が衣料を得て、優陀夷に衣を作ってもらふ。優陀夷は男女交合の像を作る。摩訶波闍波提比丘尼はこれを知って釈尊に報告する。

<22-6>根本有部律「波逸底迦 025」（大正 23 p.805 中）：爾時薄伽梵、在室羅伐城逝多林給孤獨園。時笈多苾芻尼五衣破壞。多有餘衣。④便作是念。誰當為我刺作大衣。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、グッター（笈多）比丘尼は五衣が破れたので大衣を作ろうとしてウダーインに頼む。十二群比丘尼にも頼まれるのではと躊躇したが、笈多に怨まれたくないので作る。六群比丘がひやかす。男女交合の像を作ったので、マハーパジャーパティ・ゴータミー（喬答彌大世主）はこれを知って釈尊に報告する。

《23》トゥッラナンダー比丘尼が非時衣として布施された布を時衣として分配してしまう。

（比丘尼）非時衣戒の因縁

〔舎衛城（・祇園精舎）〕

<23-1> Vinaya ‘(Bhikkhuni) Nissaggiya002’ (vol.IV p.245)：その時、仏・世尊は舎衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。⑦その時、多くの比丘尼が村中の住处において雨安居を過ごし終わり舎衛城に到った (tena kho pana samayena sambahulā bhikkhuniyo gāmakāvāse vassaṃ vutthā sāvatthiṃ agamaṃsu)。優婆塞らが彼女らの衣がいたんでいるのを見て非時衣 (akālacivara 現前僧が受けられる衣) を布施するが、トゥッラナンダー比丘尼が「迦絺那衣式が行われたからこれは時衣 (kālacivara 安居僧だけが受けられる布施) だ」と言って衣を分配してしまう。これを見た優婆塞は非難する。「いかなる比丘尼も、非時衣を時衣として分配すれば捨墮」。

<23-2>十誦律「(比丘尼)捨墮 020」（大正 23 p.313 中）：佛在舎衛国。爾時有善比丘尼是旧。助調達比丘尼是客。是住处得布施衣、安居僧応分。旧比丘尼言。⑩是夏末後月。是住处受迦絺那衣此是時衣、安居僧応分。助調達比丘尼言。汝等不善知、雖夏末月受迦絺那衣。此是非時衣。現前僧応分。爾時助調達比丘尼。時衣作非時衣分。

助提婆達多比丘尼が先住比丘で、善比丘尼が客であった時、現前僧伽で分かすべき衣を得る。客比丘尼が「この衣を分配しよう」と言ったが、彼女らは「この衣は時衣であるから安居僧で分つべし」と主張して、非時衣を時衣として分配した。釈尊は二部の僧伽を集め、「非時衣を時衣として分ければ捨墮」。

〔参考〕

○四分律「(比丘尼)捨墮 027」（大正 22 p.732 下）：爾時婆伽婆、在舎衛国祇樹給孤獨園。時六群比丘尼以非時衣受作時衣。諸比丘尼見語言。世尊許比丘尼畜五衣。此衣是誰衣。答言是我等時衣。

即語言妹今是時非時。時諸比丘尼聞。其中有少欲知足行頭陀樂學戒知慚愧者。嫌責六群比丘尼。云何汝等。以非時衣受作時衣。諸比丘尼白諸比丘。諸比丘往白世尊。

六群比丘尼が非時衣を時衣とした。これを見た諸比丘尼が「釈尊は比丘尼に五衣を許されたが、この衣は誰のか」と尋ねると、六群比丘尼が「私たちの時衣である」と答えた。これを聞いた少欲知足の比丘尼が「今は非時である」と非難する。「比丘尼が非時衣を時衣とすれば捨墮」。

◎五分律「(比丘尼)捨墮 020」(大正 22 p.084 上)：爾時諸比丘尼非時衣作時衣受。諸客比丘尼便不能得衣。諸長老比丘尼見、種種訶責以事白佛。

○根本有部律「(比丘尼)捨墮 022、023」(大正 23 p.964 上)：緣處同前(室羅伐城)。佛令諸尼應捨羯恥那衣。時吐羅尼非時欲捨。……云何羯恥那衣時。謂從八月十六日終至正月半。除此皆是非時。

緣處同前。如世尊教、令諸苾芻尼依時應捨羯恥那衣。吐羅難陀獨不肯捨。同前有過。

※パーリ律のいうように迦絺那衣式がなされたとすれば、時衣の布施は雨安居後の5ヶ月までである。ここで〔参考〕に挙げた諸資料は釈尊の雨安居記事にはならない。

《24》トゥッラナンダー比丘尼が雨安居中に他比丘尼に房を譲り、後で追い出す。

(比丘尼)牽他出房戒の因縁

〔舎衛城・祇園精舎〕

<24-1> Vinaya ‘(Bhikkhuni) Pācittiya035’ (vol.IV p.292)：その時、仏・世尊は舎衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。③その時、バツダー・カーピラーニーはサーケータにおいて雨安居に入った (tena kho pana samayena bhaddā kāpilānī sākete vassaṃ upagatā hoti)。トゥッラナンダー比丘尼が房を与えるというので舎衛城に移る。しかしトゥッラナンダー比丘尼はバツダー・カーピラーニーが尊敬を受けたので嫉妬して追い出してしまふ。「房を与えた後追い出すと波逸提」。

<24-2>四分律「(比丘尼)単提 094」(大正 22 p.745 下)：爾時婆伽婆。在舎衛國祇樹給孤独園。③時儉羅難陀比丘尼安居。初聽餘比丘尼在房中敷床。安居中瞋恚挽床驅出時。彼比丘尼慚愧懼失宿即便休道。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、トゥッラナンダー比丘尼は雨安居に入り、初めは他の比丘尼にも房にいることを許したが、後で怒って追い出し住むところをなくさせた。「波逸提」。

<24-3>僧祇律「(比丘尼)波逸提 136」(大正 22 p.542 下)：佛住舎衛城。③爾時儉羅難陀語樹提言。此間安居。即往檀越家歎譽。樹提比丘尼賢善持戒汝當供養。於是樹提威儀庠序。挙動視瞻不失儀法。見已生歡喜心。乃至後嫌訶惱觸。

釈尊が舎衛城におられた時、トゥッラナンダー比丘尼は樹提比丘尼と一緒に雨安居に入り、後に悩ませた。「波逸提」。

〔参考〕

◎五分律「(比丘尼)墮 167」(大正 22 p.096 下)：爾時差摩比丘尼來至舎衛城。旃荼修摩那比丘尼以精舎借令住止。差摩得慈心三昧、有大威德、眷屬成就。旃荼弟子皆共尊重、並欲隨逐。旃荼覺之便瞋罵言。我以精舎借汝令住。反更誘人弟子。諸長老比丘尼聞種種訶責。

差摩比丘尼が舎衛城にやって来て、旃荼修摩那比丘尼の精舎を借りて住した。差摩比丘尼は慈心三昧を得ていて旃荼修摩那比丘尼の弟子たちの尊敬を集めてしまったので、旃荼修摩那比丘尼が差摩比丘尼を追い出そうとした。「先に精舎に住まわせておいて後に誹謗すると波逸提」。

○十誦律「(比丘尼)波夜提 086」(大正 23 p.320 中)：佛在舍衛國。爾時偷蘭難陀比丘尼惡性喜瞋。諸善比丘尼善比丘尼不喜共住。誑一無智比丘尼言。汝來共我住。諸所須物我當與汝。是比丘尼答言。可爾。

釈尊が舍衛國におられた時、トゥツラナンダー比丘尼は性格が良くなかったため誰も一緒に住もうとしなかった。無知な比丘尼に必要なものは何でもあげるからと言って一緒に住ませ、足を揉め、腰を揉めと言って困らせ、断ると追い出した。その比丘尼は老病だったので、そこで死んでしまった。「波逸提」。

《25》比丘尼が比丘のいないところで雨安居を過ごし、教誨を受けられなかった。

(比丘尼)無比丘住處安居戒の因縁

〔舍衛城(・祇園精舎)〕

<25-1> Vinaya ‘(Bhikkhuni) Pācittiya 056’ (vol. IV p.313)：その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvattiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。⑦その時、多くの諸比丘尼が小村の住處で雨安居を過した後、舍衛城に至った (tena kho pana samayena sambahulā bhikkhuniyo gāmakāvāse vassam vutthā sāvattim agamaṃsu)。他の諸比丘尼が彼女らに「どこで雨安居に入ったのか。また、比丘の教誨には満足したか」と尋ねると、彼女らは比丘がいなかったため、教誨に満足したはずがないと答える。これを聞いた少欲なる比丘尼が「どうして比丘のいない住處で雨安居に入ったのか」と非難する。「いかなる比丘尼も、比丘のいない住處で雨安居に入れば、波逸提」。

<25-2>四分律「(比丘尼)単提 143」(大正 22 p.766 中)：爾時婆伽婆、在舍衛國祇樹給孤独園。③時諸比丘尼、在無比丘處夏安居。

<25-3>十誦律「(比丘尼)波夜提 149」(大正 23 p.339 中)：佛在舍衛國。爾時有比丘尼。名修闍多。……③有一長者兒、名鬱多羅、旧相知識、共語共事。是兒住僑薩羅國鉢多羅聚落。是比丘尼為是兒故、離有比丘住處安居。

釈尊が舍衛國におられた時、修闍多比丘尼は、長者の子鬱多羅と旧知の間柄だったので、比丘の住處から離れて鬱多羅の住んでいた鉢多羅聚落で雨安居に入った。「波逸提」。

<25-4>根本有部律「(比丘尼)波逸提 128」(大正 23 p.1009 上)：緣處同前(室羅伐城)。時吐羅難陀、與尼伴遊行至一聚落。此有長者……③彼見尼衆遂前礼敬、告言。聖者、可於此住而作安居。……諸尼受語安居過竟。

吐羅難陀比丘尼が諸比丘尼と遊行していて富裕な村で雨安居に入った。「波逸提」。

〔参考〕

◎五分律「(比丘尼)墮 091」(大正 22 p.89 上)：爾時諸比丘尼於無比丘衆處安居。便有諸疑可應度不可應度。可與受戒不可與受戒。作衣如法不如法。於戒中有如是等種種疑。不知問誰。又為惡人外道之所輕陵。諸長老比丘尼見種種訶責。以事白佛。

《26》釈尊が少数の弟子を連れて南山に遊行する。10年間依止の規則を5年間に緩和する。

〔王舎城(・竹林園)〕

<26-1> Vinaya ‘Mahākhandaḥaka’ (vol. I p.079)：①その時、世尊は王舎城で、雨期

も冬も夏も過ごされた (*tena kho pana samayena bhagavā tatth' eva rājagahe vassaṃ vasi, tattha hemantaṃ, tattha gimhaṃ*)。人々が非難したので、釈尊は阿難に「これから南山に行くから、希望者を集めよ」と命じて、南山に行ってまた王舎城に戻られた。

「10年間依止すべし」という規則のために希望者が少数であったため、「聡明有能な比丘は5年間依止すればよい」という規則を作られる。

<26-2>四分律「受戒捷度」(大正 22 p.805 下)：爾時世尊、遊羅闍城。時鬱毘羅迦葉。將諸徒衆捨家学道。刪若弟子將二百五十弟子捨家学道。羅闍城中有大富豪貴家子亦出家学道。如此大衆等住羅闍城。時諸大臣自相謂言。今諸外道出家学道、春秋冬夏人間遊行。
①此沙門釈子、聚住此間不餘処遊行。

釈尊が王舎城で、ウルヴェーラ(鬱毘羅)迦葉とサンジャヤ(刪若)の弟子250人を出家させた後、春秋冬夏遊行に出なかった。人々が非難したため、釈尊は阿難に「これから南方に行くから、希望者を集めよ」と命じ、南山に行って王舎城に帰られる。「10年間依止すべし」という規則のために希望者が少数であったため、「聡明有能な比丘は5年間依止すればよい」という規則を作られる。

<26-3>五分律「受戒法」(大正 22 p.116 中)：爾時諸比丘長住王舎城。諸居士譏呵言。外道尚知隨時移止。①沙門釈子樂著一處四時不動與世人何異。諸比丘以是白佛。佛告阿難。汝可宣語諸比丘。如來今當遊行南方。

* 釈尊も遊行されなかったか否か明確でない。

<26-4>十誦律「受具足戒法」(大正 23 p.151 上)：①②佛在王舎城、自恣竟欲二月南山国土遊行。是時佛告阿難。汝語諸比丘、佛王舎城自恣竟、欲二月南山国土遊行。誰欲從佛、若欲去者集待佛。

* 釈尊または諸比丘が一年中遊行しなかったために人々から非難が出る記事なし。ウパーリの問いあり。

<26-5>根本有部律「出家事」(大正 23 p.1032 上)：①佛在王舎城、羯蘭鐸迦池、竹林園。三月坐雨安居已。時王舎城、耆宿苾芻数少。年少者多。爾時世尊欲往南山、遊行人間、告阿難陀曰。汝応告諸苾芻、欲隨世尊者、応修營支伐羅。

* これのみ王舎城・竹林園とする。釈尊または諸比丘が一年中遊行しなかったために人々から非難される記事なし。ウパーリの問いあり。

《27》ウデーナ優婆塞が精舎を建立して僧伽を招待したが、雨安居の間待つように言われて怒る。7日に限っての外出が許される。

[舎衛城(・祇園精舎)]

<27-1> Vinaya 'Vassupanāyikakkhandhaka' (vol. I p.139)：それから世尊は王舎城に随意の間住してから、舎衛城に向けて遊行に出られ、祇園精舎に住された (*atha kho bhagavā rājagahe yathābhirantaṃ viharitvā yena sāvatti tena cārikaṃ pakkāmi. tatra sudaṃ bhagavā sāvattiyāṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme*)。コーサラ国のウデーナという優婆塞が精舎を建立し、使いを遣って僧伽を招待する。③諸比丘は「友よ、世尊は雨安居に入って後、前の3ヶ月、もしくは後の3ヶ月を住さないうで遊行に出てはならないと定められた」(*bhagavatā āvuso paññattaṃ na vassaṃ*)

upagantvā purimaṃ vā temāsaṃ pacchimaṃ vā temāsaṃ avasitvā cārīkā pakkamitabbā ti) と言って辞退し、ウデーナが怒る。釈尊は7日に限っての外出を許される。

<27-2>十誦律「安居法」(大正 23 p.173 下) : 佛在舍衛國。爾時迦夷國土有聚落、名象力。是中有居士、字憂田、……為僧興立僧坊、遣使言。是中多有好飲食及諸衣施。長老來受我飲食供養。僧坊臥具施四方僧。③時諸比丘發遣使還報居士言。佛為比丘結戒。夏中不應遊行諸國。汝莫愁惱以為憂苦。

[参考]

◎四分律「安居毘度」(大正 22 p.833 上) : 爾時有檀越、請比丘言。我欲布施及房舍。彼比丘自念。彼處遠不得即日還。佛未聽有如是因緣得去。諸比丘往白佛。佛言。自今已去。聽受七日去。

*ウデーナの名なし。

◎五分律「安居法」(大正 22 p.129 中) : 爾時舍衛城。有長者名憂陀延、信樂佛法、常供給諸比丘。安居中為僧作房、設入舍食欲因以房施、請左右住處諸比丘。諸比丘慚愧不受。長者便嫌訶言。

◎根本有部律「安居事」(大正 23 p.1042 中) : 時衆村中、有一長者。名曰憂陀延。……是時長者於其家內、多出衣食、別為一庫、擬欲供養苾芻僧伽。即時遣信、往詣室羅伐城。請諸苾芻僧伽……諸苾芻等……各作是言。去此既遠。至暮不及迴來。世尊制我等安居。不得出界外宿。……時彼象村側近、別有苾芻、於彼安居。即便受請。既受請已、多獲衣食、三月夏安居滿已、著衣持鉢、往室羅伐城。

象村に憂陀延という富裕な長者がおり、比丘僧伽に多くの衣食を布施しようと思った。しかしそこは舍衛城から三由旬離れており、一日では帰れない距離であった。他の象村の近くに住していた比丘が請を受けて雨安居する。

《28》釈尊が舍衛城におられた時、諸比丘が沈黙の約束をして雨安居を過ごす。自恣毘度の記事。

[舍衛城(・祇園精舍)]

<28-1> Vinaya 'Pavāraṇakkhandhaka' (vol. I p.157) : その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舍に住しておられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。③その時、多くの比丘がコーサラ国のある処で雨安居に入った (tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū kosalesu janapadesu aññatarasmim āvāse vassaṃ upagacchimsu)。彼らは沈黙の約束をして雨安居を過ごす。

世尊に会うために到来するのは、雨安居を過ごし終わった諸比丘の常法である (āciṇṇaṃ kho pan' etaṃ vassaṃ vuṭṭhānaṃ bhikkhūnaṃ bhagavantaṃ dassanāya upasaṃkamitum)。⑦それから、彼ら雨安居を過ごし終えた諸比丘は3ヶ月の終わりに臥坐具をたたんで、鉢と衣を持って、舍衛城にむかって出発した (atha kho te bhikkhū vassaṃ vuṭṭhā temāsaccayena senāsaṃ saṃsāmetvā pattacivaraṃ ādāya yena sāvatthi tena pakkamimsu)。彼らは舍衛城の釈尊のもとに至る。⑫客比丘と親しく挨拶を交わすのは諸仏・世尊の常法である (āciṇṇaṃ kho pan' etaṃ buddhānaṃ bhagavantānaṃ āgantukehi bhikkhūhi saddhiṃ paṭisammoditum)。釈尊は「⑫諸比丘よ、がまんできるか。元気にしているか。和合し、相喜び、争いなく、安穩に雨安居を過ごし、乞食に苦勞がなかったか (kacci bhikkhave khamaniyaṃ, kacci yāpaniyaṃ, kacci samaggā sammodamānā avivadamānā phāsukaṃ vassaṃ vasittha na ca piṇḍakena kilamittha)」と声をかけられる。「雨安居に住する諸比丘は3事に依りて自

恣を行うことを許す」。

<28-2>四分律「自恣捷度」（大正 22 p.835 下）：爾時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。③時有衆多比丘、在拘薩羅國、於異住處夏安居。彼作如是念。我曹當云何得安樂住、不以飲食為疲苦。彼作如是語。我等當共作制結安居、不得共語禮拜問訊。……結安居自恣竟、詣舍衛國祇桓中。至佛所頭面禮足各坐一面。時世尊慰勞諸比丘。汝曹安樂不、飲食足不、住止和合不、不以飲食為疲苦耶。

<28-3>五分律「自恣法」（大正 22 p.130 下）：佛在舍衛城。③爾時衆多比丘住一處安居。共議言。我等若共語者、或致增減。當共立制。勿復有言。……安居既竟。⑦諸佛常法。歲二大會。往到佛所頭面禮足却坐一面。佛慰問言。汝等安居和合乞食不、道路不疲耶。

<28-4>十誦律「自恣法」（大正 23 p.165 上）：佛在舍衛國。③諸比丘夏安居時、先作如是制限。長老、我等不共語言不相問訊。是諸比丘作是制已、一處夏安居。……諸佛常法兩時大會。春末月夏末月。春末月欲安居時、諸方國比丘來聽佛說法。心念、是法夏安居樂。是初大會。夏末月安居訖、自恣作衣竟、持衣鉢來詣佛所。如是思惟。我久不見佛、久不見修伽陀。是第二大會。⑦是諸比丘是中住處。夏安居自恣作衣竟、持衣鉢往到佛所、頭面禮畢一面坐。諸佛常法。如是語問訊客比丘。夏安居忍不足不、安樂住不、乞食不難。道路不疲耶。⑫今佛亦如是問訊諸比丘。夏安居忍不足不、安樂住不、乞食不難。道路不疲耶。

<28-5>僧祇律「雜誦跋渠法」（大正 22 p.451 上）：佛住舍衛城。廣說如上。爾時諸比丘俱薩羅園遊行、見渠磨帝河邊有叢林。林中有一大空。中薩羅樹其蔭厚密。樹下平正寬博。去聚落不遠不近。作是念。此中好可安居。如是前後人人見者皆作是念。至安居日一比丘先至。修治空樹安置衣鉢敷草而坐。須臾復有比丘來。問言。長老。欲此安居耶。答言。爾善好。如是相續乃至六十人。最初至者語後諸比丘言長老。盡欲此中安居耶。答言。爾善好。此樹中可容衣鉢。其下左右足以安居。③受安居法已復作是言。諸長老。我等當作何法得安樂住。諸人答言。所生患惱皆由身口。既得靜處宜共默然。應立不語制。立不語制竟。⑦三月已還舍衛城往世尊所頭面禮足却住一面。⑫佛知而故問。比丘汝何處安居。答言某處。佛問比丘。少病少惱乞食不。苦行道如法安樂住不。答言世尊。少病少惱乞食易得。默然樂住三月不語已別去。佛言。此是惡事。如怨家共住法。應共語

復次佛住舍衛城。廣說如上。⑦阿那律金毘盧跋提、預在塔山安居竟還舍衛城、至佛所頭面禮足却住一面。⑫佛知而故問。何處安居。答言。某處。復問。比丘少病少惱乞食不。苦行道如法安樂住不。答言。世尊。少病少惱乞食易得。默然樂住三月不語竟已別去。佛言。此是惡事。如怨家共住。從今日後不聽不共語欲方便少事不語得半月至布薩日。應共語共相問訊問事答事呪願。過布薩日續復如前。若憍慢若瞋恚不共語者。越毘尼罪。自恣法者。佛告諸比丘。從今日為諸弟子制自恣法。

<28-6>根本有部律「隨意事」（大正 23 p.1044）：①爾時薄伽梵在室羅筏城逝多林給孤獨園、三月雨安居。③時有衆苾芻、於餘處安居、各共立制。作如是言。諸具壽。我等安居三月。不應言諸破戒。……制已各還舊處。如是不語、經三月滿已、補洗衣服訖、著衣持鉢、從安居處、漸已遊行、往室羅筏城。到已各置衣鉢、洗足已、至世尊所、頭面禮足、在一面坐。⑫諸佛常法。客苾芻來、先加慰問。汝從何來、道路安樂耶、何處安居。

《29》パーテッヤにいた諸比丘が舎衛城で雨安居しようと思いつつも間に合わず、サーケータで雨安居に入る。迦絺那衣の制定
〔舎衛城（・祇園精舎）〕

<29-1> *Vinaya 'Kaṭhinakkhandhaka'* (vol. I p.253) : ①その時、仏・世尊は舎衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāma)。⑥その時、30人のパーテッヤの比丘が、入雨安居が近づいていたにもかかわらず、世尊に会うために舎衛城に赴き、しかし舎衛城で雨安居に入ることができず、③途中のサーケータにおいて雨安居に入った (tena kho pana samayena tiṃsamattā pāṭheyyakā bhikkhū sāvatthiṃ gacchantā bhagavantam dassanāya upakaṭṭhāya vassūpāyikāya nāsakkhiṃsu sāvatthiyaṃ vassūpanāyikaṃ sambhāvetuṃ antarā magge sākete vassaṃ upagacchiṃsu)。「あと6由旬先に釈尊がおられるのに」と嘆いて不満の雨安居を過ごす。⑦それから雨安居を過ごし終えた彼ら諸比丘は3ヶ月の終わりに自恣を終えて舎衛城・祇園精舎の世尊のもとに至った (atha kho te bhikkhū vassaṃ vutthā temāsaccayena katāya pavāraṇāya yena sāvatthi jetavanaṃ anāthapiṇḍikassa ārāmo yena bhagavā ten' upasaṃkamīṃsu)。⑫客比丘と親しく挨拶を交わすのは諸仏・世尊の常法である (āciṇṇaṃ kho pan' etaṃ buddhānaṃ bhagavantānaṃ āgantukehi bhikkhūhi saddhiṃ paṭisammodituṃ)。釈尊は「⑫諸比丘よ、がまんできるか。元気にしているか。和合し、相喜び、争いなく、安穩に雨安居を過ごし、乞食に苦勞がなかったか (kacci bhikkhave khamanīyaṃ, kacci yāpanīyaṃ, kacci samaggā sammodamānā avivadamānā phāsukaṃ vassaṃ vasittha na ca piṇḍakena kilamittha)」と声をかけられる。彼らはサーケータからの途上、雨に降られ、衣が濡れて疲れたと答える。「迦絺那衣を受けることを許す」。

* 文脈上、この記事は①に相当する。

<29-2> 四分律「迦絺那衣捷度」(大正 22 p.877 下) : 爾時世尊在舎衛國。③時有衆多比丘、在拘薩羅國安居、⑦十五日自恣竟、十六日往見世尊。彼道路值天雨、衣服皆濕僧伽梨重疲極、詣舎衛國世尊所、頭面禮足已却坐一面。⑫爾時世尊慰勞諸比丘言。汝等住止和合安樂不。不以乞食爲苦。道路不疲極耶。

<29-3> 五分律「捨墮 001」(大正 22 p.023 上) : 爾時諸比丘。若須一一衣。衆僧羯磨。所應分物與之。時阿那律衣籠弊壞。諸比丘語言。汝衣弊壞。何不從僧取作使一日成。阿那律言。我不敢取。恐一日不成。犯尼薩耆波逸提罪」

⑥爾時波利邑諸比丘、來舎衛城欲後安居。時到不及、③便於娑鞞陀邑結坐安居訖。十六日便進佛所。道經塗水、三衣籠重極大疲極、到禮佛足却坐一面。佛問諸比丘。⑫安居和合乞食不。道路不疲耶。

阿那律は衣が破れていたが、1日で衣を作ることはできないから長衣過限戒に違反することを恐れて衣を作らない。

娑鞞陀の諸比丘が舎衛城で後安居しようとしたが、間に合わずサーケータ(娑鞞陀)で雨安居に入り、過ごし終えて後、16日に重衣を担いで、雨の中を釈尊のもとに到来し、道中の苦勞と阿那律のことを報告する。釈尊はこの2つの出来事を以て、比丘僧を集め、諸比丘に迦絺那衣法を定め、長衣過限戒を「迦絺那衣を捨してより10日」と緩和する。

<29-4>五分律「迦絺那衣法」（大正 22 p.153 上）：佛在舍衛城。爾時諸比丘三衣中、若須一一衣於僧中取。時阿那律衣壞。諸比丘語言。大德可於僧中取物作。答言。世尊不聽畜長衣。我作不能使一日成。恐犯長衣罪。

⑦復有波利邑衆所知識比丘、來舍衛城後安居揆一宿不至於娑竭陀安居。安居竟十六日擔重衣冒泥雨至佛所頭面禮足却住一面。⑫世尊常法。慰問客比丘言。汝等安居和合乞食易得道路不疲耶。……諸比丘亦以阿那律事白佛。

* 迦絺那衣の制定までは上記資料とほぼ同じ。

<29-5>十誦律「迦絺那衣法」（大正 23 p.206 下）：佛在舍衛國。③爾時諸比丘、於桑祇陀國安居。⑦過三月自恣竟、作衣畢、持衣鉢、向舍衛國。道路多雨泥水。是諸比丘以多雨泥水故、甚大疲極熱風所惱。往詣佛所頭面禮足却坐一面。⑫諸佛常法。有客比丘來、以如是語勞問。忍不足不。安居樂不。乞食不乏。道路不疲耶。佛以如是語勞問諸比丘。忍不足不。安居樂不。乞食不乏。道路不疲耶。

<29-6>根本有部律「羯恥那衣事」（大正 24 p.097 中）：爾時佛在室羅筏城、逝多林給孤獨園。⑦時有衆多苾芻、在自來城。三月坐雨安居已、各持衣鉢、詣世尊所。路逢泥雨。……漸次遊行、至室羅筏城。……至世尊處、頂禮雙足、在一面坐。⑫世尊常法。見客苾芻來、共相慰問。汝於何處安居而來至此。自言。世尊。我等於自來城、三月安居已、而來至此。問言。汝等在彼安居、於三月中、得安樂住不、乞求飲食、不難得不。

《30》王舍城において給孤独が釈尊を舍衛城における雨安居に招く。

〔舍衛城・祇園精舎〕

<30-1> Vinaya 'Senāsanakkhandhaka' (vol. II p.154) : 給孤独長者は所用で王舍城に来ていて、初めて「仏陀が世に出た」ことを聞き、シータ林に釈尊を訪ね、法眼淨を得て優婆塞となる。(p.158) ⑤給孤独長者は釈尊に「大德よ、世尊はどうか比丘僧伽とともに舍衛城での雨安居をご承認下さい (adhivāsetu me bhante bhagavā sāvatthiyaṃ vassāvāsaṃ saddhiṃ bhikkhusaṃghenā)」と乞う。給孤独長者は舍衛城に帰る途中途中で仏が世に出たことを宣伝しながら帰る。ジェータ王子の園に金を敷き詰めて園を買い取り精舎を建てる。小空地分の金が足らなかったが、これはジェータ王子が寄進して門屋を建てる。

<30-2>四分律「房舎鍵度」（大正 22 p.938 中）：爾時世尊在王舍城。舍衛国有居士名須達多、常好給施孤窮乞兒。……(p.939 上) 時給孤独食、即往迦蘭陀竹園中。……⑤唯願世尊、與衆僧俱受我夏安居九十日請。佛言。我已受王瓶沙請。即復白言。願受來年請。佛言。我已受王瓶沙請。復白言。大德、願受後年請。佛報言。若有如是處。

* この資料は釈尊が少なくとも2回連続で王舍城で雨安居される予定にあったことを示すと同時に後年舍衛国で雨安居されることも示している。

<30-3>五分律「臥具法」（大正 22 p.166 下）：時舍衛城有長者名須達多、出三十萬金錢與王舍城人年年来債。長者常出一由旬迎以設大饌。不復得出。……問言。汝為婚姻節會為請王耶。答言。……佛出於世有大威德、其諸弟子亦皆如是。我今請之故設此供。所以不獲出相迎耳。須達多言。我亦聞有佛當出於世。……又問。今在何處。彼長者即偏露右

肩、右膝着地右手指佛所在言。佛在彼處。須達多聞已歡喜踊躍。……即令夜明。須達多謂日已出、起趣城門。……須達多……遙見世尊……佛為說種種妙法乃至苦集尽道、即於座上得法眼淨。見法得果已受三歸五戒、白佛言。⑤世尊、願佛及僧受我舍衛城夏安居。如是三請。佛皆默然。至第四請乃告之言。若住處無有憒鬧寂寞無聲、諸佛乃當於中安居。長者白佛。已解世尊。

<30-4>十誦律「臥具法」(大正 23 p.243 下)：佛在王舍城。爾時舍衛國給孤独氏、有少因緣至王舍城、宿一居士舍。是居士請佛及僧明日食。故後夜起。……給孤独氏初聞佛名。……又問。佛今所在。答言。近在寒林、欲見隨意。給孤独氏至心欲見。夜現明相、即從舍出至大勢神門。……爾時世尊、即於經行處坐。是居士頭面禮佛足却坐一面。佛為說法示教利喜。……世尊、我心樂佛法。知我尽壽作優婆塞。⑤願世尊及僧、受我夏請住舍衛國。佛知故問居士。汝字何等。答言。我字須達。供給孤独故、國人稱我、為給孤独氏。佛問須達、舍衛國有僧坊不。答言。未有世尊。佛言。若有僧坊住處、諸比丘可得來往。若無有者、諸比丘不得往來止頓。又言。願世尊但受我請、我能為辦僧坊。令諸比丘得來往止頓。

[参考]

○雜阿含 592 (大正 02 p.157 中)：如是我聞。一時佛住王舍城寒林中丘塚間、時給孤独長者有小因緣、至王舍城、止宿長者舍。……(p.158 中)長者白佛言。世尊、在拘薩羅人間、城名舍衛。唯願世尊、來舍衛國。我當盡壽供養衣被飲食房舍床臥、隨病湯藥。佛問長者。舍衛國有精舍不。長者白佛。無也世尊。佛告長者。汝可於彼建立精舍、令諸比丘往來宿止。長者白佛。但使世尊來舍衛國。我當造作精舍僧房、令諸比丘往來止住。爾時世尊默然受請。時長者知佛世尊默然受請已、從座起、稽首佛足而去。

○別訳雜阿含 186 (大正 02 p.440 中)：如是我聞。一時佛在王舍城迦蘭陀竹林。時須達多長者、有少因緣、從舍衛國、至王舍城、詣護彌長者家。……(p.441 上)須達白言。我所出生舍衛國。唯願世尊、往詣彼國。我當終身施設供養。佛告須達多。彼國為有僧坊以不。須達多白佛言。世尊、但往於彼。我當營造。使諸比丘、來往於彼。爾時如來、默然受請。時須達多、聞佛所說、并受其請、頂禮佛足、歡喜而去。

○僧祇律「雜誦跋渠法」(大正 22 p.415 上)：佛住王舍城尸陀林中。時城中有居士、名曰鬱虔。宗室豪強財產無量、聞如來出現於世、在尸陀林中、歡喜踊躍、欲請佛及僧施設飯食、莊嚴室內灑掃塗地時。舍衛城中有居士。名阿那邠坻、素與鬱虔特相親友、來到其家。……(p.415 下)白佛言。世尊、我欲還舍衛城起立精舍、請佛及僧。唯願世尊哀受我請。復願世尊遣一比丘鑑理處分。如比羅經中廣說。乃至佛告舍利弗目連。汝等往彼觀地形勢。

○根本有部律破僧事(大正 24 p.138 中)：爾時王舍城中有一長者、請佛世尊及苾芻眾於家供養。於此之時、給孤独長者、別有緣事至王舍城、此長者家便即止宿。……(p.139 中)長者答曰。在此北方嬌薩羅國室羅筏城外、有邑我住彼中。唯願世尊、而受我請、詣室羅筏城、受我供養、乃至盡形、及苾芻僧伽四事供養。佛告長者曰。室羅筏城中有寺以不。長者答曰。彼城無寺。世尊告曰。彼若有寺、僧伽應來往。彼既無寺、若為安置。長老答曰。唯願世尊、而受我請向室羅筏城。我當造寺令苾芻眾往來安置止息思惟。世尊默然受請。是時長者知佛許已、即從座起頂禮佛足却還本處。

*「唯願世尊、而受我請、詣室羅筏城、受我供養、乃至盡形、及苾芻僧伽四事供養」の箇所の梵文 (*The Gilgit Manuscript of the Saṅghabhedavastu, Being the 17th and Last Section of the Vinaya of the Mūlasarvāstivādin*, ed. by Raniero Gnoli, part I, Roma, 1977, p.170. および *The Gilgit Manuscript of the Śayanāsanavastu and the Adhikaraṇavastu, Being the 15th and 16th Section of the Vinaya of the Mūlasarvāstivādin*, ed. by Raniero Gnoli, Roma, 1978, p.018) は以下の通り。

「世尊がどうか舎衛城においでくださいますように。私は生きているかぎり、世尊と比丘僧伽を衣・食事・病に応じた薬・資具によって供養いたします」（*āgacchatu bhagavān śrāvastīm; ahaṃ bhagavantam upasthāsyāmi yāvajjivaṃ cīvarapiṇḍapātāglānapratyayabhaiṣajya pariṣkāraiḥ sārđhaṃ bhikṣusaṅghena*）。

☆ *Jātaka-A*. ‘Nidānakathā’ (vol. I p.092) : 給孤独が王舎城で釈尊に会って預流果を得て翌日の食事に仏・僧を招き、「舎衛城に来て下さるよう師（釈尊）の承認を得てから（*sāvattiṃ āgamanatthāya satthu paṭiññaṃ gahetvā*）」舎衛城に帰って祇園精舎を建立することが記述されている。

※中阿含 028「教化病経」（大正 01 p.458 中）に病床の須達長者を舍利弗が見舞い、須達長者が「我往昔時少有所爲、至王舎城寄宿一長者家……」と回想して、釈尊との出会いから祇園精舎の建立までを物語る記事がある。そこでは（p.460 下）「世尊、願受我請於舎衛國而受夏坐及比丘衆。」とあり雨安居に言及している。